

参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和三十一年二月二十五日(火曜日)

午前十時二十七分閉会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
渡辺 勘吉君
北條 雋八君
森 八三三君

委員

植垣 一朗君
北口 龍徳君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
山崎 齊君
大河原 一孝君
大森 創造君
小宮市太郎君
戸叶 武君
矢山 有作君
安田 敏雄君
高山 恒雄君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
林野庁長官 田中 重五君
水産庁長官 庄野 五一郎君

事務局側
常任委員 安楽城敏男君
専門員

本日の會議に付した案件
○林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

林業信用基金法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明、補足説明並びに関係資料の説明を聴取することにいたします。松野農林政務次官。

○政府委員(松野孝一君) ただいま議題となりました林業信用基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、林業信用基金は、林業生産の増大、その生産性の向上、木材の需給と価格の安定等に資するための施策の一環として林業金融の円滑化をはかるため、さきの第四十三通常国会において成立し、昨年六月二十七日から施行せられた林業信用基金法に基づいて同年十月一日設立された林業金融の債務保証機関であります。

その業務は、林業者等が木材等林産物の生産に要する資金、種苗等林業生産に必要な資材の共同購入に要する資金等、林業経営の改善に資する資金を民間融資機関から借り受ける場合に、その借り入れにかかる債務の保証をすることでありまして、これによりまして林業者等の受信用力を強化し、林業経営に必要な資金の円滑な導入をはかるうとするものであります。このため、本制度の利用者である林業者等のほか、政府及び都道府県も基金に出資す

ることとしたし、政府は基金設立の際、初年度において想定いたしました基金総額の半額に当たる三億五千万円の出資を行なうこととしたものであります。

本基金の設立につきましては、法律の規定に基づき任命せられました設立委員によりまして、基金の定款と基金の業務運営の基本的事項について定めた業務方法書とが作成され、これを広く出資資格者に示して出資の募集が行なわれたのであります。その結果は、民間林業者等の出資は当初の目標を大幅に上回る四億五千四百万円に達するという好調であったのであります。

設立時におきますこのように順調な出資の状況は、民間林業者の方々の本基金制度に対する期待がきわめて大きいことを示すものと考えられるのであります。政府においても債務保証の基金となる出資の増加をはかりますとともに、今後における基金の保証業務量の増大に対応いたしまして業務運営の円滑化をはかるため、基金の業務執行体制を整備することとし、この法律案を提出することとしたのであります。

次にこの法律案の内容でございますが、第一は基金に対する政府の追加出資の規定を設けることとしたております。さきに申し上げました基金に対する出資の増加のため、政府は本年度に引き続き、さらに三億五千万円を基金に出資することとして昭和三十一年度予算に計上してあるのであります。が、これに対応いたしまして基金に対する政府の追加出資についての規定を整備いたしましたものであります。

第二は、基金の常務理事の定数を一人増加して二人以内とし、今後ますます増加する業務について分担執行体制を整えることとしたてしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(青田源太郎君) 次に、田中林野庁長官。

○政府委員(田中重五君) それでは引き続きまして、その補足説明を申し上げます。

お手元に林業信用基金法の一部を改正する法律案提案理由補足説明というのがございますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

林業信用基金法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。

さきの提案理由説明において申し上げましたように、第四十三通常国会で成立いたしました林業信用基金法は、昨年六月二十七日から施行されたのであります。が、これと同時に、基金の登記に必要な登記令や、保証にかる資金の種類、融資機関等について定められた同法施行令など関係政令も公布施行され、同年十月一日を目途として

基金設立のための具体的な準備が取り進められることとなったのであります。

基金の設立に必要な行為は、法律の規定に基づきまして設立委員によって行なわれたのでございますが、その第一の段階といたしまして基金の定款と業務方法書が作成され、昨年九月上旬に農林大臣の認可を受けて確定されたのであります。申し上げるまでもなく、定款は基金の組織活動の根本規則でありますし、業務方法書は、基金全体の保証限度額、被保証者一人当たりの保証限度額、保証の範囲、保証料、保証に際しての条件など基金の債務保証業務実施にあつての基本的事項について定めた準則でありまして、これらの事項は、出資を行なうことによつて基金に参加する民間の林業者等が、実際に融資機関から資金を借り入れ、基金の債務保証を受ける場合の規範となるわけでありまして、

したがひまして設立手続の第二の段階であります出資の募集は、この定款及び業務方法書を広く全国の出資資格者に示し、その内容の周知徹底をはかりながら取り進められたのであります。

この出資の募集は、昨年九月十日から二週間の期間を限つて行なわれまして、御承知のように、基金設立時の出資金額につきましては、政府の出資金三億五千万円を含めまして五億円を下つてはならない旨が法律に規定されて

らなければならぬ。そして、上のは
りからは賛成をすることによって、い
ま申し上げたような事態を招来す
る危険が現にあるという事実を、一
体どこのように今後処理せよとするの
か。大臣はそういう問題に關連して、
非常に重要な問題だから研究をする
という趣旨の御答弁があったと思うの
です。私は研究で日が暮れちまう、
そのうちに複雑な問題が発生するこ
とは好ましくないで、急速にそういう
問題の結論をつけてもらいたいとい
うことを申し上げて質疑を打ち切つて
あったのでありますが、この法律を審
査するにあたりまして、そういう点を
一体政府はどうお考えになるのか。

○政府委員(庄野五一郎君) この中小
漁業融資保証法に申しまする中小漁業
者、これは御承知のようにいわゆる沿
岸漁業を営む沿岸漁家、それから中小
漁業、沿振法でいいまする中小漁業、
そういう面がございます。それで沿
振法で申しまするいわゆる沿岸漁家と
いうものの中に、いま御指摘のような
兼業漁家があるわけでございまして、
兼業の相当部分が農業であることは、
御指摘のとおりでございます。それで
われわれといたしましては、漁業の実態
に應じて、地域によりましては、
沿岸漁家の中で漁業協同組合に入つて
おると同時に、やはり地域の農業協同
組合にもその必要性から加入している
面も御指摘のとおりあるかと存じま
す。そういう面でも、いま御指摘のよう
に預金の争奪、そういう面があるう
かと存じますが、われわれといたしま
して、やはり沿岸漁業が進展する、発
展する、こういうためには、やはりそ
の沿岸漁業者が組織しまする漁業協同

組合というものを中心にして、共同の
組織によつて、この発展を期さなく
ちやならぬかと、こう考えておりま
す。競合する面におきまして、やはり
問題があるかと存じますけれども、漁
業を主としたしまして農業に従った
します面におきます漁業について、
その発展はどうしても中心は漁協を中
心にして購販売から信用事業といった
面であらうかを見ていく、こういうこ
とにわれわれとしては指導してまい
りたい、こう思ふわけでございませ
う。そういう意味におきまして、その地域に
おきます貯金の争奪運動といったよう
なものが、漁協と農協の面に出てくる
かと思ひますけれども、それはやはり
その地域の自主性に應じて、強制する
というところでなしに、漁民のやはり共
同でやるという意識の強さによつてそ
れが行なわれていくということを、わ
れわれは期待しておるわけでござい
ます。

○森八三君 そういう形式的なこと
を私は聞いておるのではないのです。
実際の問題として漁家であり農家であ
る、これは現実の問題なんです。そ
その一つの経済の中で行なわれる両方
の仕事から発生する収益というものを、
あるいはその必要とする資金の調達と
いうものについて、漁協と農協とに分
散しておるといふことが、ほんとう
に政府の所期せられる漁業協同組合を
通じて漁業の進展をはかる、農業協同
組合を通じて農業の進展をはかるとい
う目的に沿うのかどうかということ

を、
真剣に考えますと、分散すればするほ
ど、その機関の信用力というものが小
さくなるし、業務分厚も小さくなるし、
ことに金融の面ではそういうことに

よつて生ずる弊害なり不利益というも
のが非常に多いのです。そういうこ
とを考えますと、漁業、農業それぞれの
発展をはかるということについて、私
はちつとも異存はございませぬけれど
も、その目的に沿わない現況が起きて
おるじゃないかという点をもつとしつ
かり見詰めた、これは水産庁長官
に聞けば、水産庁長官は自分の分野か
ら漁業の進展をはかりたいとおっしゃ
る。あるいは経済局長なり農政局長に
聞けば、これは農業の進展をはかる
ということにおっしゃると思ふのです。
しかし、同じ省内において二つの組織
がある、そのことが双方を弱めてお
るという現実があつて、これは否定の
できない私は問題であると思ふ。それ
を一体どうするんだということを聞いて
おる。これは水産庁長官は自分のな
張りだけをお答えになればいいん
だけれども、私はそういういわ張りの問
題ではなくて、総合的に見てどうする
かということ、事をもつと高い次元
で考えなければならぬんじゃないか。現
在問題は起きております。限あたり
へ行つて困るじゃないかということ
を、水産課の担当の方なり、あるいは
林業の担当の方なり、農業の担当の方
なりそういうことを伺いますと、法律
がそうなっておりますし、上のほうか
らは賛成されますので、末端では調整
のしようがございませぬ、しかし困
たもので、ということとをこの限
に行つても異口同音におっしゃるの
です。地方の第一線の指導機関が困
切つておることを懸つて見ておること
はない。それがいい結果をもたらすな
らいいですよ。これは政務次官、どう
お考えになりますか。重要な問題です。

○政府委員(松野孝一君) お答え申し
上げます。ただいまの森委員の御指摘
のとおり、そういう例があると思ひま
す。またそういう場合には、いろいろ
なお互いに引つ張り合つて、かえつて
利益をもちたらないという点も予想さ
れます。農林省といたしましては、こ
ういふ点についてももう少し実態を調査
いたしまして、すみやかに両者がう
まいく進んでいくように調整の道を考
えたいと、こういうふうに思つてお
ります。

○森八三君 調査をして両者の調整
をはかるように進めたいということ
は、ぜひともやつてもらわなければ
ならぬことであると思ふ。なかなか
か實際問題としては、端的に言へば一
つのなわ張りですから、これはその簡
単に私は調整のできぬ問題だと思
ふ。同時に、ほんとうに困るのは、
第一線の金融を担當する機関であり、
迷惑するのは、漁民であり、農民であ
るということに私はなると思ふので
す。そこで先般も大臣に申し上げま
したように、漁業、農業、林業とい
うにあえて三本立てに画然と区別す
る必要はないので、協同組織という
ものは、法律的には一体のものにして
おいて、その実施の場合、実行の場
合には、その地域地域の自主性によ
つて三つの組合をつくる必要があり
と組合員が認める場合には、三つづ
つた場合には二つにする、あるいは農
林漁業協同組合一本でやりますよ
山村でも淡水魚を中心とする協同組
合に、農林漁業協同組合といふこと
を一本にする。そしてその中で金融

の問題を扱えば、農業のほうで資金を
非常に必要とする時期、たまたまそれ
が林業としては必要でない時期、ある
いは水産業としてもそんなに要求され
ない時期ということになりますと、三
つに分かれておるために、わざわざ回
りくどいところを経由して借り入れ
をしたり、預金をしたという手続を
やらなければならぬけれども、末端で
それが総合されておれば、農業のほう
で余るときに漁業がほしいと言へば、
すぐそこに融資ができてしまふとい
うことで非常に便利にもなるし、そ
うして組合員がどつちにも預金をする
かというところで取り合ひ必要もない。
現に金融が便害してくると、協同組合
内における争奪だけではないのです。
むしろ、協同組合と他の金融機関にお
ける預金の争奪に火花を散らして非
常に激しいものがあり、その間に非常
にやみ金利的なものが現実として出
てくるのです。そういう中に於いて、漁
業、農業、林業、それぞれの協同組合
が仕事を進めようとする、そういう
ものとの対抗上、いろいろなことを考
えなければならず、それがまた同じ組
合員を組合員としておる協同組合間
にも、非常な摩擦を招来するといふこ
とになるのです。これはいまここ
ですぐこうしましよという結論をお
出し願ふことを、私も期待いたして
おります。そんな簡単な問題ではない
と思ふのです。しかし、そのことは
もとより真剣にお考えにならぬと、
ただ口先だけで林業の振興、漁業の振
興、農業の振興といつておきまして
も、農業を近代化し、構造改善する
一番ポイントというものは、何とい
つても資金の問題なんだと思ふのです

よ。その前にやろうとする意欲の問題が非常に大切だと思ふのですが、いかに意欲があつても、伴う経済力がなければ、それぞれの農業を近代化し、構造改善をするという事はできぬのですから、資金の問題は一番大切な事です。ですからこれは昭和三十一年度の予算においても、資金の問題については、相当画期的な施策をやられた。まだ十分ではありませんるけれども、相当前進したといふことを私も認めておるし、感謝もしておるのであります。それが、それほど大切な金融の問題について、分散しておくとどういふことになるか、それは逆行です。そして、その間にいろいろな摩擦を招来するといふこととあれば、なおさら好ましくないことなんでしょうから、これは早急に総合的に私は考えられる必要があると思ふのです。これは真剣に取り組んでいただけたら。ただ場当たり的な調査研究して善処いたしまして、という、附帯決議に対する答弁のような、所信表明のようなことは、これは私は納得できません。ほんとうにおやりのなるならば、もつと建設的にわれわれも意見を具申してもいいのだけれども、やつていただけないこととあれば、あまりたよりにできないといふことになってしまいますね。

○渡辺勲吉君 閣下。この問題は、実はいまに始まつたことじゃない。これは森委員も発言の中に述べておるうちに、戦後職能別の協同組合ができてからこの問題がすでに内在しておつて、その後数年を経ないうちにこれは現実の問題になつて、そしてその当時の大臣もこの問題については調査をし善処をするといふことがあつたわけだ

ね。しかし、そういうことが單なる口頭で終わつてゐるというのには、いまの政務次官の御答弁でもまあ明らかなんです。非常に現地に混乱しているわけなんです。一、二の例を申し上げますと、漁協、農協と半農半漁のそういう地帯で二つあつて、それだけにどまらずに、外郭的な団体として漁協青年部があり、漁協婦人部が生まれた。農協はそれよりも先達として農協青年部があり、農協婦人部がある。そういう外延的な組織にまで同じ農漁民でありながら二つの組織に、あるいは二足のわらじをはき、あるいはどつちかに組織員となつて、現地における混乱といふものはかり知れないものがあるわけですよ。だからこれは從來もその調査をするといふけれども、また大臣の所信表明にも、農業団体は近く再編成をすることと事務当局にその検討を命ずると、こういうことですから、これは再編成のやはり一つの大きな課題であるから、お互いに調整し合うといふことでは解決ができない。農林漁業協同組合法なり、そういうものをその地域では必要とするところではそういう立法措置に對して、組織の混乱による地域住民の、また組織相互のマイナスイメージを基本的に解決する方向に、組織法その他これは対処しないければ、解決できない問題だと思ふのです。だから、これは大臣がそうおつておるのだから、あらためて大臣が見えたときに、私はまあ、とくとその具体的な構想まで触れてお伺いいたしますが、政務次官もこれ大臣の代理でいられるのだから、いままでも繰り返しこの問題が出るつどに調査、検討、善処といふことがあつて、實際

やつてないのですね。部分的にはやつてゐる、協同組合経営研究所等々で共同研究もしてゐる。現地調査にも出てゐる。けれどもその結論というものを取り上げてゐない。こういうのが實際ですよ。だからもう検討しなかつて、これをどう組織的な混乱をその職能的なものから地域協同体的なものに、農漁山村はあるかといふことはもう少し前向きにこれは積極的に取り組んでいかないと、農業団体再編成の中では、比較的にこれはウエートが低い課題であるが、それすらもやれなければ、いよいよ根本的な農業団体の再編成などは思いもよらない。それを私はあらためて大臣が出られたらお伺いしますが、その前にまず政務次官の御決意のほどを、もつと具体的にお伺いしたい。

○政府委員(松野孝一君) ただいま森委員の御指摘、また引き続きまして渡辺委員の御指摘は、私ももつともだと思つております。過去においていろいろそれに対して農林省も所信を表明したやうでありますけれども、今度の予算編成にあたりまして、農林大臣が言つておりました、金融問題に限らず、水産業とかあるいは農林業、あるいはまた中小企業、そういうものの接点においていろいろな問題が起こるのであります。新産業都市の地域指定にあたりまして、農業関係はどうなつてゐるという問題、あるいはまたその山村振興の事が大きいのであります。それに対する林業、農業との関係はどうかと、いろいろまだ研究を具體的に要する点があるので、今度その面においても調査費を計上して御審議願つてゐるやうな次第であります。

が、金融面においても早くからこういう問題が起きていることは、私もよくわかつております。でありますから、ある程度地点をきめて調査をもう少し綿密にやまして、そしてどうせ一体でありますので、同じ人が一方において農業をや、一方において水産業をやる、それは農業協同組合あるいは漁業協同組合のほうから、それぞれ預金の争奪戦あるいは貸し付け金の関係でもそういう問題が起こるので、そういう諸点について十分検討を加えまして、ただその場限りといふことではなく、真剣に前向きにこれをすみやかにわれわれは調査いたしました結論を得て、必要な御審議願う、実行に移してもらうものは実行に移してからも、円滑に地域住民が一体でありますから、それがよりよい方向にいくやうにやつていきたい、こういうやうに考えております。

○森八三君 水産庁長官、もちろん專業の漁家もないわけではありませんが、沿法による対象漁家もあつて、大部分はお話のやうに、私の申し上げたやうに兼業だと思ふんです。それを二つの組合に構成しておくことは、それそれを発展せしめる場合において、漁業から見ても非常にいいことだといふふうにお考えになるのか、一体のものの中に農業部、漁業部というやうな部制でもして、それぞれそこで専門的なことは審議する。共通的な金融については、その農家なり漁家なんか兼業ですから、その運用を一つに見て査定をし、貸し付けをしていく、あるいはその要する生活資料にしても、漁家だから専門的な漁具その他もありましようけれども、日常的な経済用品

その他については、漁家であるからといって特別なものはないと思ふ。そういうものを購買事業として双方がばらばらに扱つておらぬで一つにしてやつていくというのが好ましいのか、別々にやつたほうがいいのか、それはどうお考えでしょうか。一つがいいとお考えになるなら、これはちやうどなしに研究も調査も要らぬのですよ、法律を一本にして、あとは自主性にまかせ。これはほくまにまかせれば簡単にさつといつてしまいます。それを二本がいい、三本がいいとお考えになつてゐる根拠があれば、水産の面からだけ見て、やつぱり別でなきやいかぬといふ何か御主張があれば、その点をひとつお聞かせ願うと、また私も考えが変わつてくるかもしれません、それはどうなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のやうに、農山漁民の協同組織というのは、渡辺先生からも御指摘がございましたが、業種別にそういう協同組織ができておる。これはいま御指摘のやうに、やはり末端においては兼業がある。特に水産におきましては沿岸漁家、それから内水面をやつておられます内水面の漁家、こういうものについては、特に内水面なんかは、農業との兼業が大部分だと私も考えております。それで内水面等では、いま御指摘のやうに内水面に必要なる專業的問題は内水面でやつておられますし、内水面の協同組合が担当いたしておりますが、内水面等では、やはり地域の農協にも入つて農協の信用事業なり購買販賣事業にも利用さしていただつてゐる、こういう状況でございます。漁村、特に沿岸等の漁村

につきましても、やはりこれをそうい
う業種別に見るか、地域として漁村の
性格によって漁村の経済単位でものを
考えるかということをごさいますして、
森先生の御指摘は、やはり漁村として
の経済単位として地域的にこれを経済
力を強めていくためにはどうしたら
いいか、こういう御指摘でございま
す。私たちもいたしまして、この点
一がい漁村の性格によって、農業の
総合の協同組織をつくった方がいいとい
うふうに考える場合も出てくるかと思
います。まだ何ぶん実態が、漁村の
経済単位をいたしまして、これを総合
協同組織に持つていったほうがベター
だという結論までは、まだ私も、調査
が十分でございせんので、その点は
政務次官からも御答弁がありましたよ
うに、よく漁村の自治性を把握してそ
ういった指導をしなくちゃならぬと思
います。これはいわゆる業種別の特徴
と、それから地域として経済力を結集
して大きな信用力なり、あるいは購買
力なり販賣力を持つという利点と両方
の利点があるわけでこれをどちらに割
り切るかということについては、相当
研究しなければならぬと思ひます。す
けれども、その漁村の実態に応じて総合
していったほうがいいという面も、御指
摘のようにあるわけでございします。こ
ういふ問題については、やはり農業、
漁業あるいは林業にも通ずる問題かと
思ひますので、よく担当の局とも相談
いたしました。こういう問題に対処し
てまいりたい、こういうふうに考へて
おります。

て、いずれかまた渡辺委員から再質問
があるようなので、基本的な大きな問
題ですから、きょうはこの辺にいたし
ますが、そこで、今度のこの改正の第
一点が、信用事業を行なう漁業協同組
合を、本制度の金融機関とするとい
うことが最初の改正要点なんです。こ
れが行なわれますと、私は今まで申し上
げておいたことにさらに拍車を加える
心配が誘発せられるということを懸念
するのです。いままでは信用事業を行
なうというたてまえになっておる農業
協同組合でも、地域内のそれぞれの他
の同種の協同組合間に十分の連絡がと
れて、預貯金の争奪だとかいうことが
なくて、一本にまとめて円満にやっ
ておった、そうして漁家のほうで必要
な資金がある場合には、むしろ単独のも
のよりも資金量の豊富な農協等のほう
から、実際は漁業に必要な資金の融資
もしておったというふうな事例がたく
さんある。今度は、こうなりましたと、
信用事業を行なう漁業協同組合が融資
の対象となるということになると、そ
こで今度はその対象となつたためにそ
の業務を行なうということになります
と、どうしても信用事業をやれるよ
うな定款規定になつておりながら、信
用事業をやつておらぬような組合に対
しては法律上は対象になつたけれどど
も、具体的な業務の面ではだめじゃな
いか、なぜ本来の仕事をやらぬのかと
いう督促が上級機関から行なわれて、
そこで円満にいつておつた地域の問題
を困難に追いやっていく、あるいは摩
擦を招来するといふことが、この改正
によつて直接に起きてくる危険が私は
あると思ひます。そういう点はどう
されるのか、方向としては、そういう

問題については地域の実態を研究をし
てあやまちなき方向を見出したい、そ
れも早急にやりたいといふことは、前
段の御答弁の中でわかりました。そう
いふことをお考えになつておる過程の
中において、かえつて逆の方向が出て
くるのがこの法律改正によつて心配
される現実の問題として起きると思
うのです。それはどういふふうに指導さ
れるのか。

○政府委員(庄野五郎君) 現在の中
小漁業融資保証法におきまして、御承
知のように県では中小漁業の融資保証
協会をつくつておるわけでございま
し、その会員になる資格をいたしまし
て漁協が指定されておるわけでござい
ます。現在のところは、農協はこの会員
には法律上は除外されておりますが、
そういう面でも、現在におきましては漁
協が、会員になりました場合に、この
漁協が組合員に貸すという場合に、資
金は漁協連なり農中から供給を受ける
分と自己資金の分とあるわけでござい
ますが、従来の現行法によりまして分
は、漁協が会員になつておりました、
そこで資金を漁協連なり農中から借り
てきて、それを組合員に転貸する。こ
ういふ場合に、漁協に対して漁信連
が貸す場合、農中が貸す場合に、協会
が融資保証の保証をする。そして今回
の改正によりましては、そういう会員
になつておりました漁協の組合員は、
この漁協が金融機関に指定されますと
漁協の自己資金、または漁協が系統資
金を借り入れた場合、それを組合員に
貸す場合、直接今度は金融機関に指定
されますので、漁協から組合員に貸す
場合を直接に協会が保証する、こうい
うことにいたしましたわけでございします。

それで、これは系統資金ばかりでござ
いませぬが、地銀の資金その他の資
金も漁協が借り入れて貸す場合に、や
はり漁協がみずからの責任で貸すとい
うことと同じように、漁協に対して保
証する、こういう形になつておりました
て、従来のように農協から借りてい
る分については、従来のままでの保
証はできないわけでございしますが、単
協が農協から融資を受けて、そして直
接に組合員に貸す場合、こういう場合
には漁協から組合員に貸す場合に保証
する、こういうことになつておりますが、
漁協が融資を受ける場合というふうな
形で処理しなくちゃならぬかと思ひま
す。御指摘のような混乱は、ここで金
融機関に指定したために、特に起る
ということとは予想されなかつてお
ります。

○森八三三君 そうではなくて、僕は
心配があるわけなんです。といふことは、
漁協がその組合員である漁家の必要と
する資金を供給するといふことは、こ
れは法律上の当然の業務であつてあた
りまえのことなんです。その要する資
金をどこから求めるかといふと、ま
ず、私は本質的には、自己の業務の範
囲において調達をするといふことが原
則だと思ひます。足らん分を、これは
漁信連なり農中から融資を受けて転貸
をしていくというたてまえになつて思
ひます。なお、そういうこともでき
ない場合に、他の金融機関につないで
やるというところになると思ひます。
たてまえとしては、どうしても自己資
金というものを造成して、それで自分
たちがお互いに共存の形において始末
をしていくことが、これが最初
であつて、今度は組織の中に結合され

ている連合会の力を利用するといふこ
とが第二の段階で、その上に他の業種
とこん然一体となつておる農中の資金
を活用するといふことが第三の段階で
ある、それでも足りぬといふ場合に、
他の金融機関に依存するといふことが
順序だと思ひます。おそらく指導
は、そういう方向であると思ひので
す。

その場合に、いまだ申し上げます
ように、地域の内部の円満な発展を期
するのために、信用事業を行ない得る
という姿になつておりました。信用事
業については、争奪的なことを防止す
るために、農協との間に十分な話し合
いがつて、円満にいつておつた。今
度は保証の道が開けることによつて、
自己資金を調達することを保証協会の
ほうから勧誘といふか、督促といふか
される。あるいは上級金融機関のほう
から、そういうことを督促されるとい
ふ結果として、円満にいつておつた地
域に波瀾を起すおそれがある。こ
う私は思ひます。だから、心配がない
じゃない、心配が非常に出てくるので
す。そういう場合に、指導としてはど
ういふ方向に臨まれるのか。ところ
が、資金は農協のほうにいつておると
いふ場合に、それは保証の対象になら
んのですから、それを加えれば、ある
いは円満にいくかもしれないが、この
法律改正によつて、どうしても漁協と
しては、信用事業に手をつけざるを得
ないといふところに追い込まれること
になると思ひます。そうなりません
か。

○政府委員(庄野五郎君) 漁協の中
には、御指摘のように信用事業をやる
もの、これは先般御説明いたしました

ように、現在では二千二百二十四というふうになつております。これがやはり購買なり販賣なりをあわせてやっているわけでございます。それで信用事業をやっております分につきましては、その信用事業について、直接組合員に貸し出す場合に、その面では協同組合が直接保証する、こういう形にしたわけでございます。

御指摘のように、やはり信用事業を営みます漁業協同組合といたしましては、自己資金の蓄積ということは、これは本来なすべき問題だと思つて、購買販売事業をやりますにつきましても、やはり自己資金の蓄積がなければ円滑な購買販売事業の運用というところはできないかと思つて、そういう面で、地域によりまして兼業漁家等があつて、漁協を利用するともに地域の農協も経済的に利用している、こういう面において、御指摘のように問題が起る可能性は多分にあるかと存じます。

われわれといたしましては、これはなわ張り根性というわけではございませんが、やはり漁協としての漁業の特殊性からくる存在理由はあるわけでございます。購買販売においても、特にこれは水産業として農協に期待できない面が多分に残っているわけでございます。われわれといたしましては、やはり信用事業というものは、購買販売事業と車の両輪に、パラレルに考えなくちゃならぬ問題で、購買販売事業が活発になりますれば、やはり信用事業も、そういう面で活発になりますし、購買販売事業が伸びれば自己資金の蓄積になります。また、その必要性も出てくるかと思つて、そういう面で、従来漁協との関係がうまくいったという面にお

いて、いろいろな波乱が起るという御指摘でございますが、そういう面については、われわれもこの法律改正の運用にあたりましては、十分注意しながら、政務次官からもお答えがございましたように、調査をいたしまして、そういう面の波乱のない、また漁村としての振興に役立つかという大きな観点から考へながら、この問題には対処していかなければならぬかと存じます。いま一がい、これを漁業協同組合が、あるいは総合的な漁業と農業を総合した組合をつくるというところまでは、まだなかなか割り切るわけにはいきませんけれども、御指摘の点は十分注意して、自己資金の蓄積に努めますとともに、地域におきまします混乱は、できるだけ避けるように指導してまいりたい、かように考へます。

○森八三三君 抜本的なことは研究をして早急に解決しようというのですから、それはそのときに私は譲つていただきますが、この法律改正によつて、いさぐ起きる問題、漁協が融資対象機関になるということになれば、これは当然系統的に信用事業を行なう建前になつておる漁協に対しては、その信用事業を活発に推進すべしという指導が、これは行なわれようと思つて、またやらなければ、これはおかしいと思つて、しかし、そのことをその地域の事態を考へると好ましくないといふことで、地域の関係者は、もちろん組合員の了解の上で円満に経済行為が行なわれておるといふところに、この改正を契機として、そういう円満にいつておる姿はいけないう、なぜかまやらないかというように、上のほう

から圧力が加わつていく、そのことが、地域の円満を阻害するという結果を誘発するんだということを心配するのです。抜本的な改正がついてしまえば、これはもういいです。その間に、そういう問題が起きてしまふ。起きてしまふという問題は、抜本的な改正をしようとするに、既成事実ができて非常に支障を来たすということになると私は思ふのです。いがみ合つてしまふから、今度は一緒にならうといつても、一緒にできないという既成事実ができてしまふ。そのことが日本の農漁村を永遠に不幸へ追い込んでいくことになる。だから、今度の改正によつて、円満にいつておる地域について、円満にいくという姿を考へていくとすれば、漁業協同組合だけが保証の対象になるという姿では私は解決できないと思ふのです。

それは、いまの法律では何ともしかない、二本立て、三本立てになつておるんだから、抜本的に改正をしなければ、そのことにたえられないという御答弁だと思つて、そういう方向に向かうかと思つておることは逆の現象が起きてくる。そうして、その方向を完成しようとするに障害を与えてくるというように私は心配するのです。これはどういふ段階が……段階もできておらぬときには、一つのものを集合することは、白紙の上で書くのですから、きわめて簡単ですけれども、既成事実ができてしまつておる。それを統合するといふことは、それは希望としては非常にいいことであつて、現実の問題としては非常にむずかしいという事例にわれわれはしばしば遭遇しておるのですがね。それをさら

に今度は、けんかをしまふという状態に導けば、これはもう容易ならぬことになると思ふ。そういうことを考へますと、どうも私は、たてまえ上としては当然なことだと思ふんです。この改正は、これは別に、現行法のもとにおいて、このことがいかに悪いと言ひませぬけれども、もう少し高い角度からながめると、この改正が、沿岸における農漁民には非常に不幸な結果を導き出す原因だ、と、こういう心配をするのです。がね。と、農協に一元化しろといふのは、これはまた、細張り根性でいいかげんなことを申すわけではないのです。もう少し大きな観点から、ほんとに零細な農漁民といふものを守るためにどうかといふ心配を持つ。

そこで指導の方針としては円満にいつておるところについては、あまり波を立てないようにするという御方針のようですから、けつこくなうに思ひますが、これには協同組合が保証してらつて、漁業の振興をはかるということに沿わないという結果も生まれてくるのです。それは上部機関を通じて別にやればいいのです。それは農協の貯金が一本になつておる、それが農協連に集まつていき、農協連とか、それが農中に集まつてくる。それを逆に、漁信連を通じておろしてれば、それにクッションを入れれば、結果は同じになるかもしれないけれども、それは何となくいし、金利も高くなつてしまふ。また水産関係の指導官として、そんなことをやつていたら叱られてしまふから、何だかきつ、ちつともやらないじゃないか、あまり昇進もしないし、月給も悪くなつてしま

うでしよう。それは職務に対して一生懸命やる、こうなりますよ。また、それを水産庁長官が奨励しなければ、職務怠慢といふことになる。その辺は非常にむずかしい問題ですからね。ただ、しかるべく円満に指導するとおつしやいまして、末端では、それはいいきませんよ。水産庁長官は、そんな通牒は出せませんよ、しかるべく円満にやれ。それは職務に向かつて忠実に一生懸命やりなさいと、指令は出しなすけれども、円満に、適当にやりなさいといふ指令は出せませんよ。それはたいへんなことになりまふ。

○政府委員(庄野五郎君) 現在におきます、いわゆる沿岸なり中小漁業の協同組合を中心といたします金融におきましては、御指摘のように系統資金といたしましては、農林中央金庫から、相当部分が県の漁信連を通じて単協に流れて漁業者の資金需要に応じておる、こういうことでございます。それでわれわれといたしましては、水産業界におきまして、いわゆる貯金、蓄積と、こういう運動に推進しております。というのは、農中から融資を受けております相当部分は、やはり農業からの預金の面に依存しておる面も多々ありまして、農業からの援助を受けておるといふことがいえるのじゃないかと思ひます。で、末端において、やはりこれが農協を通じて、農業の農信連を通じて貯金が、集まつた資金が、全国的に資金需要に応じて農業なり、水産なり、林業なりに、これが再配分されておる、こういう形で、そういう面で、水産業は非常に農協の預金といふますか、余裕金といふますか、そういう面に負うところが多々ある

わけですが、やはり末端におきます漁業協同組合の資金の吸収という点については、農業とも関連を持ちながら、農業外なり系統外に、相当部分の農業者なり水産業者なりの資金が流れるという面でも、やはり農協と漁協が共同して、漁村において吸収していくというところは必要かと存じております。農業と漁業が取り合うという形も、その中には出てくるかと思いますが、農業、水産業以外の金融機関にも相当農業者なり水産業者の資金が流れていくということも多々あるわけでございます。そういう面でも、農業と水産業が共同して、そういう資金の吸収といたしまして、蓄積に当たらせて、またそれを還元する場合には、それぞれの系統を通じて流していく、そういう面において農業に負うところが非常に多いということを、われわれはよく認識はいたしておりますが、先生の言われるように、なかなかこれはむずかしい問題でございます。やはり現在においては、水産業者の協同組織というものをやはり進めていくということは、賄賂を避けて必要でございます。

そういう面におきます資金の吸収という点については努力しなければならぬと思ひますが、その面地域漁村でいろいろな摩擦が起こるということについては、できるだけこれは御指摘のようによいかなければならぬと思ひますから、具体的な事例といたしまして、よく県なりを通じて、そういう問題には対処しなければならぬと思ひます。

○森八三三君 その問題は非常にむずかしい問題で、水産庁長官だけに、それ

をお尋ねいたしましたとしても、抽象的なことに終わると思ひます。もちろん賄賂を盛んにするということは決定的な重要事項と思ひます。

で、そのことといえども、また前に戻りますけれども、何も二本立てでやらなければいけません。出ているもの、一体の姿においても、出てくるもの、ある。その結果の余剰の蓄積あるいは水産への資金の供給ということは一元的にできる姿のものでありまして、前段のほうをひとつ、真剣に取り組んでもらいたい。

それが解明されなければいかぬと思ひます。その間にいろいろな摩擦が起こることはできるだけ排除するよう努力をしていただきたい。あまり中央のほうから信用事業を行ない得る姿になっておる。組合は、その資金の扱いなり何かをやらなければ異端者扱いにするような指導はしないで、円満に進めていくというのを重点的に御指導願いたいということをお願いしておきます。しかし、これは実際問題として非常にむずかしいと思ひますが、それから第二に、その二というものは、具体的に言つてどういふことになるか。基金協会の会員たる漁業協同組合の組合員で、みずから基金協会の会員でないものの債務を直接に基金協会が保証できるというふうに改正しよう。この趣旨は、今度の改正によつて、漁業協同組合が、その組合員に対して基金協会の保証を求めることができるといふことになるわけでしょう。基金協会の会員でないものの債務を直接に基金協会が保証するといふのは、漁協が基金協会の会員になっておるんでしょ。そうすれば、その漁協

の組合員に対しては、漁協が一括して協会の会員ですから、基金協会が保証するといふ場合があり得るということなんです。

○政府委員(庄野五一郎君) 現行法では、組合が会員になる場合と、それから個々の組合員たる個人が直接協会になる場合と二つあるわけでございます。

それで組合員の中には、漁協が会員になっておられます。組合員は、一々零細な沿岸業者でございますから、直接協会の会員になってない場合が多いわけでございます。それで、そういう場合には、組合が借りて、そして転貸する、こういう形になっているわけでございます。現状は、

それを今度は、組合が会員になっておられます場合には、その組合が、直接協会の会員になっていない場合でも、その組合に会員と同じような扱いをして、組合員が借りる場合には保証ができる、こういうことでございます。

○森八三三君 わかりましたが、その場合、その場合には直接に組合員に及ばないということになるわけですが、漁業協同組合の組合員でありながら、直接協会の保証を求めるといふことになる、漁業協同組合が非常に弱体であるために、漁業協同組合の本来の業務がその組合員に及ばないということになるわけですね。そういう場合に限るんですか。漁業協同組合の組合員で、その所属の組合の要する資金といふものは、この漁業協同組合がめんどうをみるのがたてまえで、その本質的には、その場合に、この漁業協同組合を抜きにして、その組合員

が協会の会員になっておる場合は現行どおり認められます。今度会員でないという場合に、これもまた、直接協会でしようという、漁業協同組合の組合員である存在というのは、一体どういふことになるんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 今度、法改正をいたしました趣旨は、零細な沿岸業者といたしまして、一々出資をして、会員になって、はじめて保証を受け得るわけでございますが、そういうふうな零細な沿岸業者が協会に出資をして会員にならなくても、その所属する組合が会員である場合には、その組合員に対して一定の限度内において、直接組合員に協会の保証ができる、こういう道が開けたわけでございます。

漁業協同組合を金融機関に指定したのと関連して、やはりそういう道を開いて、一々組合員が出資をしなくても、漁業協同組合が会員である場合は保証が受けられる、こういう道を開いたわけでございます。

○森八三三君 その点はよくわかるのでありますが、漁業協同組合が基金協会の会員であるが、個々の組合員は基金協会の会員でない、その場合、個々の組合員が直接協会の保証を受け得るといふ道を開いて、零細漁民の金融をなめらかにしようという趣旨はわかりませんが、漁業協同組合の組合員である者であれば、漁業協同組合に転貸させるというたてまえで、その漁業協同組合に保証を与えれば、それで事は足りるのではない、直接にやるというものは、漁業協同組合の本質上いかなるものか、こういうことを聞いています。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁業協同組合が出資いたします場合には、会員になっていないわけでございます。漁業協同組合といたしまして、会員になっておられますれば、出資いたしました出資金の大体、現状では五倍ないし八倍、大体基準は五倍であります。五倍の範囲で保証が受けられるわけでございます。それでこれは限度まで来ますと、なかなかほかの組合員が転貸の場合には、借りたといつてもできないわけでございますが、そういう場合には、組合員が個々に協会に出資して、またその出資金の範囲で借りる、こういうのが現状でございます。

それで、一々やはり出資を個々の組合員にさせなければ借りられないというところでは、零細な者は非常に困るだろうというところで、こういう道を開いたわけでございます。従来とは、別にその組合の統制力が弱まるかと、組合の範囲外に個々の組合員が動く、こういうことの懸念はないと思ひます。

○森八三三君 このことが零細漁民のために悪いことは考えません。いまお話のように漁業協同組合が協会に出資して会員になっている。それに対する信用の付与は、その出資額の五倍なら五倍、十倍なら十倍というものを限度に、転貸の場合には保証するといふだけでしょう。今度、その限度一ぱいにいったら、個々の組合員は、直接出資せぬでも保証が受けられるといふので、直接保証を求めるといふことになる、その十倍なり五倍という限度が、その面において、実質的に膨張する結果になるのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) そういうことになるんじゃないわけでございます。

す。やはり組合が一つの共同利用施設のような形で出資をすれば、その出資の大体基準は五倍でございますが、また八倍になる場合もある。大体五倍の範囲で、その組合の保証を受ける限度があるわけでございます。その範囲において、組合員は会員にならなくても、直接今度は融資が受けられる、こういうことになるわけです。転貸の形でしか受けられなかったのが、今度は直接の形で組合員が保証を受けられる、こういうことに相なるわけです。

その限度を越している場合は、個々の組合員が従来どおりやはり出資して会員になって、そして融資が受けられる、こういう道を従来どおり開いていくわけでございますが、現在の五倍、基準の融資限度の範囲内であれば、組合員は、零細なものでございますから、共同施設として組合が出資しまして、それから、組合員のそれぞれから取り立てないで、組合として出資しましたという共同利用施設のような出資でございます。その範囲においては、組合員は、みずから会員にならぬでも、直接に借りた場合に保証が受け得る、こういう道を開いたわけでございます。

だから、御指摘のように、零細漁民には非常に便利な方法になって、金融を円滑にするということでございます。御指摘のような心配は、私は、このために出てくるというふうには考えておりません。

○森八三三君 どうもわかったような、わからぬような答弁ですが、設例しますと、どうですか、ある漁業協同組合が、会員になるために協会に一万円の出資をして資格を得た、そうすると、現

行の扱いでは五万円まで保証をした。○政府委員(庄野五一郎君) 五万円です、一口の出資額は。

○森八三三君 設例だから、それはいいでしょう。

○政府委員(庄野五一郎君) 五万円にしておいてください、混乱しますから。

○森八三三君 五万円の一口をもつて会員たる資格を維持した。そうすると、五、五の二十五万円を限度として、その漁業協同組合が組合員に資金を融資する場合に、保証ができるということでしょう。そこで二十五万円までもやってみました。ところが、組合員から、まだ要求がある。そこで、今度は組合を通さないで、その組合員が出資をせずに、まっすぐに協会に行つて保証をしてもらつて借りるという道が開けたというのだから、つこうのようには思ひます。思ひますが、その場合には、その五倍という限度をその組合の関連する組合員の間に限っては膨張せしめるという結果にはせぬか。もし、それが二十五万円の限度行つておらぬ、その中で直接行つた場合も認めてやるというのであれば、そんな道を開いたつて二十五万円もつともふくれやしません、たいしてなめらかな融資ということには、結果的にはならぬのじゃないか、それはどうなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 後者の場合でございます、私の説明が少し混乱いたしましたと思ひますけれども、組合が、一口の出資は五万円でございますから、一口の出資を協会にしたといつたしますと、組合員が会員になつておるわけでございます。で、組合の保証を受け得る限度は、出資金の大体五倍と

考えていいわけでございます。二十五万円の場合に、二十五万限度で保証を受け得る、こういうふうには考えていいわけでございます。

それでその範囲内で組合としては財信連なり、あるいは地銀から、組合員が必要とする資金を借りてきて転貸するというのが現行法、それに協会が保証をするわけでございます。それで直接組合員は保証の面には出てこないわけです、現行法では。

それを今度は、組合が五万円の出資をして会員になつておる場合には、その組合の組合員は、直接会員ではございませんが、その組合の保証限度の範囲内においては、個々の組合員が融資を受けた場合に、協会がその融資を保証する、こういう道を開いたわけでございます。

で、従来は、直接に組合員が金を借りる場合には保証ができませんから、やはり個々の組合員が出資するということになりますと、これは出資しなれば保証ができないから、融資ができないというところで、零細な組合員としては、出資すること自体が非常な負担になるわけでございますが、今度は、そういうことなしに、組合員の転貸しに、あるいは、それぞれの法律または政令で指定するところの金融機関から借りた場合に、組合の保証限度の範囲であれば、直接組合員に対して、協会が保証する、こういう道を開いたわけでございます。

○梶原茂嘉君 関連して。保証限度の範囲内というのはいくらくですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 法律上は、業務方法書でそういう限度を設けて、やはりその基金の全体の、

これは相互扶助の形になっておりますから、一方に非常に片寄らないようにという意味で、出資の基準は大体五倍、最高限度八倍までいける、それから一人の債務者が借りられる場合は、大体現在のところでは六倍といったような程度で、融資保証限度と、一被保証人の保証限度というものは、範囲がずらしてございますが、一被保証人が保証を受け得る限度というものは、いま大体六倍と、それから出資に対して、協会が保証限度をきめておりますが、それは大体五倍ということにいたしております。それは業務方法書で、それぞれの協会なり、組合の信用程度において、組合ごとにきめております。

○森八三三君 私はいまの設例で、一口五万円の出資をして協会の会員たる資格を維持したと、その漁業協同組合が転貸する場合に、保証を受け得る限度は五倍、おおむね五倍だと、それから二十五万円のワク一ぱいまでいっちゃったと、けれども組合員からは、まだ資金の需要が旺盛であるという場合に、その組合員に直接に保証をするということになれば、その五倍という限度を拡張することになるのじゃないかと、この質問したところが、そうではないのだと、それは五倍の範囲でやるのだと、こゝおっしゃると、それならば、漁業協同組合本来の業務の範囲でやらしたらいけないか、直接つなぐ必要はないので、漁業協同組合の業務として、当然それは組合に、その範囲の仕事はやらすべきであつて、それが本来の漁協の仕事じゃないか、それをつを限度の範囲内であれば直接いけるという道を開くと、漁業協同組合としては、自分の組合の中で、一番零細で

困っている連中に、転貸をして貸してあげたらと思つておるときに、そうではない、極端にいえば、相当裕福な人が、直接金融機関に行つて話をつけてしまった、保証があれば貸していいと、こゝいわれる。そこで組合に關係なしに、どんどん進めてしまつて、二十五万円のワクを持っておつても、組合員が直接他の金融機関と話を付けてしまつて借りてしまつて、漁業協同組合としては、自己の組合員中、一番気の毒な人に考えておるワクがなくなつちやつて、一番難儀しておるやつが頭割りで、にっちもさっちも動かないという結果が生まれるはせぬか、それはたいへんなことになる。限度を越えてやるのなら話はわかる。そうすると、五倍というワクが拡大をされるのじゃないか。それはおかしいですよ、こゝ言いたくなるし、お話のように、五倍の範囲内であるのだというならば、漁業協同組合は、組合員をずっと見渡して、一番気の毒な人に、その限度内において優先的に融資をしていきたい、こゝ考へるのが漁業協同組合の性格であり、役員が当然業務だと思ふ。ですから、そういう矢先に、比較的裕福な人が、ばつと金融機関に行つて話をつけてしまつて、そこへすべつていつてしまつてということになると、零細な漁民のほうに置いてきぼりになってしまうという結果になるのじゃないか、これではたいへんなことになる。こゝいう心配を持つのですが、どうなんですか、それは。

○政府委員(庄野五一郎君) ちょっと私も混乱いたしました、協会ごとの融資限度というものは、保証限度というものと、それから出資をしているもの

に対する保証を受け得る限度と、こう二つあるわけでございます。協会は基金の四から五倍程度の——県の協会でございます、それは積み立てました基金の四倍から五倍程度を保証し得る能力を持っておりまして、それから、それに対して、基金に出資をしました組合あるいは会員に対する保証の受ける限度というものは、大体出資金の五倍から八倍と、こういうふうに業務方法書で各協会ごとにきめてござい

ける、こういうことにならざるを得ないわけでございます。現実には組合単位に百万円出資しても、二百万円程度の保証しかしてない。あと三百万円程度の未利用のワケがある。それを個々の組合員が、会員でなくても利用に均てんし得る、こういう道を開いた、こういうふうな御理解願ったらいのじゃないかと思ひます。

○森八三三君　そこで制度の改正の内容が、重ねてお伺いしますが、その制度を開く現時点においては、百万円の出資で五百万円まで保証が受けられるのだから、その協会は五百万円のうちに自己資金で幾ら調剤するか、他給資金で幾らまかなうかは別といたしまして、五百万円まで、組合員に需要があれば保証をして貸してやるということになると思ふのです。それが一ぱいまでいってしまつたということになる、この道を開きまして、この道は、もうものを言わないということになるのだ、それはわかりました。

その限度までいかぬうちに、組合員が直接保証を受けて融資をしてもらうというのを、なぜ一体やる必要があるのか。漁業協同組合は、本来その組合員の漁業の伸展をはかることが任務なんです。そういう組合員から資金の需要が申し入れられて、金融機関は貸してあげようというときに、漁協が中へ入って、そのめんどうを見てやるのが、どうして一体できないのか。その場合は、当然需要があれば、五百万円まで自己資金なり他給資金なりを調剤して、保証を受けて融資をしてやるべきなんであつて、それが現実には二百万円だから、まだ未利用の限界が

三百万円残されているから、直接道を開くということとは、漁業協同組合の本質上いかなるものか。もしそんなことを認めていけば、漁業協同組合は弱体になつてしまふ。直接金融機関と結びついてやつてもええよ、それで、あてりまのよう出資をしておるといふことになつてしまふ。限度を越えていくならば意味はあるけれども、その場合には、一つ問題がある。限度内だ

というならば、漁業協同組合は、本来の業務でやつたらいいじゃないか。漁業協同組合が、資金の需要があつても、あれには貸せないと、いふところに、他の金融機関が直接に保証して貸してやるというやうな道を開くということ、は、感情問題とか、それは別ですよ、そうでない限りにおいては、私はその地域における漁業伸展のために好ましい姿ではない。その保証に対する責任は、出資がやつぱりものをいっているでしよう。百万円という出資がものをいうでしよう。だから、零細漁民の出資をもとにして百万円の出資をした。

それならば、その組織の中では理解されないから融資が受けられないという人が、直接結んでしまへば、その百万円という出資は、やはりその保証に対してものをいふのですから、漁業協同組合の役員が認定しないものが結果的には認定したと同じ責任を負わなければならないということに迫らなければならないのです。それはおかしいですよ。

○政府委員(庄野五一郎君)　やはりいままでは転貸という道しか開かれておりませんから、組合として、やはりそういう借りてきて貸すと、こういう形で運用しておつたわけでござい

が、直接貸しも、今度は認める。そしてそれに相応して組合が出資してありますれば、その組合員には直接貸して、その出資した範囲において、会員でない組合員も利用できる、こういう趣旨でございまして、組合として、やはりこの非会員たる組合員が保証を受ける場合には、組合の了承は当然これは受けなくちゃならぬと思ひます。

それから転貸の場合と直接貸しの場合と、こういうことになりましたが、組合が個々の組合員のもの全部転貸といふことで、組合全体の担保力とか、そういう面で利用できる面もあるかと思ひますけれども、個々の組合員のやはり信用力というものは、これは利用したらいのじゃないか、こう思つておるわけでございまして、個々の組合員の資産を組合が転貸する場合は、組合と組合員の関係だけでございまして、組合員の担保力というものが動いてくるといふことで、今までの未利用の保証ワケが、そういう面では、また活用できてる、こういうふうに考えております。

そこで業務を遂行して水揚げがあつた場合には、それを恩恵を受けている漁業協同組合の販売業務に乗つて、いふことは、これは人情の常だと思ふ。ところが自分が直接金融機関に担保を入れて、そして保証してもらつて、そして借りた金で水揚げをしたといふものは、これはどこに持つていつて売ろうとおれの自由だ、こうなるのは情の常だと思ふのです。だから限界の範囲内だとするなれば、組合自体も信用力というものが小さいために、五倍までの限度があつても、二百万円までより進まない。まだ三百万円も余裕がある、その余裕を動かす手段として、個人の担保力にものを言わせるという

ことをお考えになつてゐるとすれば、その個人の担保力というものを組合に提供させる。そして組合が、それを金融機関に再担保に供すれば、直接と同じかっこうになると思ふ、担保の力においては、そして事業の面では、その組合のお金で借りられるということになれば、事業は組合の販賣に乗つてくる。これは常識だと思ふので、直接いってしまつた場合には、それはならぬ。こうなつてくると、組合本来の業務の進展を妨げるといふ結果になると思ふ。

○政府委員(庄野五一郎君)　これは系統外の資金を利用する場合と、それからやはり系統の資金を利用する場合と二つあります。われわれとしては、やはり系統の資金を先ほど御指摘のやうに第一義的に考えなくちゃならぬかと考えます。それで系統の資金を利用する場合におきましては、組合としては個々の組合員の担保も、それは当然考へるわけでございまして、系統資金を

組合が、果の信連なりあるいは農中から、それぞれ資金調達をしてくる。そして今度は、新しい改正法では、組合自体が金融機関になっておりますから、金融機関として組合員に貸しつける場合には、そういう面ではいまでもよろし、いわゆる資金を供給するルートはふえてきたわけでございますが、そういう面で金融機関として組合が組合員に貸しつける場合に、その組合員が会員じゃなくても貸せる道を開いておくということが、一つの大きな利点であろうと思ひます。

それからその組合として、やはり系統資金ばかりで利用できない場合に、個々の組合員が、やはり系統外からも金を借りる場合もあるかと思ひますが、それは例外としてお考えになつていいのじゃないかと思ひます。従来どおり系統資金を借りる場合に、今度の改正で、その会員たる単協が金融機関になつておるわけでございます。それが直接今度は組合員に貸す場合に、その組合員が会員じゃなくても保証ができる、こういうふうな道が開かれておるわけでございます。そういう面で系統外から借りる場合と系統から借りる場合と二つありますが、われわれとしては、系統内から借りて、金融機関として今度会員たる組合が貸す場合、直接保証ができるようにしたい、こういうことでございませう。

○森八三三君 系統の資金は指導されることが好ましいけれども、借りてしまえば、銀行の金であらうが、相互銀行の金であらうが、農中の金であらうがおれには変わりありませんから、それは組合と同じことです、どこの資金でも。それに対して、ただ保証をし

てもらつて、仕事がなめらかにいくというところをお考えになつておると思ひます。その保証が、その漁協の出資の五倍という限りの範囲内であるということであれば、直接の道を開くことに、どういふ意義を持つか。組合員でなきやならぬでしょう。漁業協同組合の組合員であつて、直接に協会には出資をしてもらぬ人、その人に保証の業務が及ぶという改正ですね。その場合に、限度は漁業協同組合の出資の五倍という限度内であるということなんです。そうすると漁業協同組合が系統金融機関であらうが、他の金融機関であらうが借りてきて転貸の形をとることが、どうしていけないのだ。その場合に、漁業協同組合には、他の金融機関に対する信用力がないから、五百万円までの限度はあつても、二百万円以上には伸びないのだ。三百万円並んでおるからもうたいたない。これを動かしたい。わかりました。その場合には個々の、会員でない組合員が直接に、その金融機関に担保を提供する。それは精神的な担保であるのか、あるいは物的担保であるのか、いろいろ姿はあろうと思ひます。担保を供与する、それによつて信用を得て融資が受けられる。さらに保証ということがつけ加えられて、それで金が流れてくるということであらば、漁業協同組合がその組合員の信用力をキャッチして、それを漁業協同組合の責任において、金融機関につなぐということによつて、資金は流れてくるのじゃないですか。それが流れてこないという姿のものであれば、これは直接いって流れてこないはずなんです。協同組合を一つ中へ入れるから信用が与えられるということに

ならぬと私は思ひます。だから転貸をしていったほうが漁業協同組合の業務を進展せしめるためには好ましい結果が生まれる。その資金というものは生活資金ではないはずで、業務資金ですから。おそろしく水揚げが伴ふと思ひます。その水揚げ漁獲というものが、漁協の共同販売に乗つてくるということ、間接的には漁業協同組合の業務を進展して、という結果が出る、直接いってしまえば、そういう結果が出てこない。限度を越えるなら別の問題があるけれども、限度内とすれば、漁協がやつても、組合員をめんどう見るというのが建前ですから、その場合に漁協自身が信用力がないから、思ひも手がでない、そこは個々の組合員が当然直接の場合でも担保を供与しなければならぬから、その担保を漁協がつかんで、それを金融機関に提供することによつて、資金の供給が得られるのじゃないか、そうすれば漁協が関与していきけるのだ。これは業務の進展に裨益すると思はれることが付随してくるのだということになればマイナスにはならない、イコールかプラスかどつちかで。マイナスが起きることならやつちやいかぬが、マイナスは絶対起きない。

そこで、もう一つ考えることは、そういう道を開くことによつて、漁業協同組合の組合員でありながら、漁業協同組合を十分に利用しようと思つておられぬ。組合員が自分だけが、端的に表現すれば利己主義ですね、組合の出資という——会員たる資格を利用して自分だけが共同行為から、はずれて仕事をしたいという連中だけに資金が流れていく。そのことはどつちかというところ、現在の世相から言へば、比較的裕福な人だけが都合のいい融資を受けられる、そうでない連中が、これは下積みになつてしまふわけで、残されては、三百万円程度の余裕というものは、比較的信用力のある裕福な人たちが組合員の百万円という出資を利用して動いておるといふ結果が生れるのじゃないか。しかしそれは日本全体から見れば、貸さぬよりは仕事が増えることは間違いない。しかし漁業協同組合の本質から言へば、そのことはちよつと邪道じゃないかという感じを持ちますがね。

○政府委員(庄野五一郎君) 現在のようにならば貸付方式をとると、御指摘のやうな面が出てくるのじゃないかと思ひますが、直接、会員でない組合員に漁協が金融機関として貸す場合に、今度は保証ができるわけですから、金融機関に漁協が指定され、それからその出資した組合の組合員で、直接組合員になつていない組合員には、漁協がもしそういう道を開かないとすれば、金融機関になつても、直接の貸し付けに対して保証が出ないわけでございませうが、今度は漁協が金融機関になり、そうしてそういう道とあわせて、この漁協が組合員になつておれば、その組合員が会員でなくても保証の対象とされる、こういうことにいたしましたわけでございませう。それから、組合としては、そういう零細な漁民に、今度は貸し付けの場合に便利になる、こういうことが言えると思ひます。

で、従来のように転貸方式をとりますと、やはり協会の側から見れば、実際の形式上の債務者は組合でございませうけれども、実質上の債務者は組合員になつておるわけでございませう。転貸でございませうから、それでやはり債権管理の上からいつても、組合を対象にしなければならぬということ、で、個々の組合員を対象には、協会の保証をする側から言へば、出てこないわけにございませうが、今度は、協同組合が金融機関になつて、そうして組合員に貸す場合に保証ができる、こういうことになれば、直接、やはり組合員が債務者というふうになつて、債権の管理の上から非常に便利になるわけで、そういう面から、やはり融資が円滑化されるんじゃないかと私も考へるのでございませう。転貸というところになると、一体どういふふうな、その組合の中で、それが転貸されているかというところについては、直接保証協会としては把握できないというより、一面から、現実には保証の限度五百万円として、二百万円程度しか保証ができてない、こういうことで、あと未利用の分があるということにございませう。

これを直接、非組合員も保証の対象にするというところで、そういう面の安心もあつて、融資が円滑にいくんじゃないか、そういうふうに考へておるわけなんです。

○森八三三君 まあ、十二時過ぎましたから、まだはつきりしないんですが、この辺で打ち切りますが、どうもこれは、漁業協同組合が転貸を受けて組合員に貸す。それは漁業協同組合の本来の業務として自主性を持つてやつておることなんです、その漁業協同組合を基金協会としては十分守つておりませうればよろしいので、そのもう一つ

先の、個々の業者、組合員まで協会が監督をするというか、そこまで手を伸べていくとなると、基金協会というものは、もう漁協というものを離れての存在になってしまふ。やはり、その個々の組合員の企業の実態というものは、漁業協同組合の責任においてやらせるというたてまえをとるのが、たてまえ上としては正しいのじゃないかと思ひますがね。まあこれは、もう少しほくも勉強して——きょう質疑を打ち切るわけじゃありませんから。

○植垣弥一郎君 委員長、ちよつと速記とめてもらえませんか。

○委員長(青田源太郎君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記を始め

て。それでは、暫時休憩して、午後一三十分から再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時開会

○委員長(青田源太郎君) それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑のおありの方は、発言を願ひます。

○渡辺勲吉君 資料だけをききようはお願いをいたしたいと思ひます。御配付をいたしました参考資料に関連して、まず二、三補足的な資料をお願いいたします。

漁業種類別保証額の推移の資料をいたしましたが、これと関連して、ちよつと把握しにくいことだと思ひま

すけれども、保証を申し込んでそれを断つたという事柄について、これにそれぞれ相当する年次別の漁業種類別の内訳をひとつお願いをいたします。

それから、事故率の動きが出ておりますが、これをもっと具体的に、金融機関別、年度別、代位弁済をした件数、金額を、それぞれ具体的なバック・データをお願いいたします。

それから財産状況に関連をして、資産の部で繰り越し損失金は三十一、三十二、三十七等が出ておまして、三十八、三十九は予定額、予算額が出ておりますが、これらの組合数と一組合当たり最高、最低というものを、繰り越し損失金と本年度損失について、その程度の内訳をお願いいたします。

それから同様に、負債の部で本年度利益というものがあつますが、これもそれぞれの年度の組合数——数だけでけつこうです、組合数と最高、最低の利益の内訳を年度別にお示しを願ひます。

それから次は、漁業金融と漁業融資保証制度で金融機関の貸し出し残高と保証残高との対比がございしますが、総計、一般金融、系統金融、財政融資とありますうち、それぞれ漁業協同組合がこのうちでどういうふうな残高を示しておるかということ、漁業協同組合だけを抜いて、それぞれの内訳をお示し願ひたいと思ひます。

それから中小企業なり、あるいは農業なりのうちの融資保証制度が実施されておるわけでありますが、そうした類似の保証制度について、業務方法書にそれぞれおておるわけでありま

すが、その業務方法書の内容として、第一点は、基金全体の保証の限度額と、第二点は、被保証者一人当たりの保証限度額、第三点は、保証料、第四点は、保証に際しての条件があれば、その条件、第五点は、特に代位弁済の条件、それから受託金融機関の受託する際の手数料、そういうものを、業務方法書の中に出ておると思ひますが、それを比較した一覧表をお願いいたします。

次は、漁業構造改善事業の実施状況について、年次報告にも出ておりますが、これを年度別に、計画から実施に入つたそれぞれの実施状況を一目でわかるような一覧表をお示しを願ひたいと思ひます。

次は漁業協同組合の合併の進捗状況について、お示しを願ひたいと思ひます。

それから最後にお願ひをいたしたいのは、水産庁では三十七年の三月三十一日に、漁業負債調査報告書を発行されております。これに今回審議の中小漁業融資保証法を審議する上において、きわめて貴重な資料であります。

ただこれは、三百余ページにわたる非常に分厚いものでありますから、お手元に資料の余部がなければ、その中の第一章を、これは二、三ページであります、「漁業生産と前期の商業資本」という部分と、第二章として「アンケート調査による漁家」というところまでを限つて、これは四十二ページまでのものであります。これが漁家負債の実態を知る上において、ほとんど中心的な調査内容になっております。かなりこの中にも、統計数字が盛り込まれておりますが、いずれもこれは、漁家の年次報告にも出ておらぬ

データでありますので、四十二ページまでならこれは出していただけるのではないかと、こつちも水産庁の都合をおもんばかりながら、そこら辺まで、第二章までを抜粋して御提出願ひれば、この審議には非常にこれは重要な資料でありますから、その点をひとつ御提出を願ひたいわけでありま。以上委員長長のほうから、それぞれ出していただけるかどうか確認をしていただきたいと思います。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいま渡辺先生から御要求がありました資料提出の件でございますが、そのうち繰り越し損失金あるいは利益金というのがございしましたが、これは政府の特別会計における繰り越し損失金なり利益金でございますので、これが組合別に

出ているわけではないのでございまして、政府の特別会計一本で、特別会計の中の出支なり財務諸表でございまして、これは組合別には分らないわけでございますので、その点御了承を願ひたいと思ひます。

最後の漁家負債調査でございしますが、資料の余部はございません。もう三十七年度で公表いたしておられますから、当然その中から抜粋して、御要求の分は出したと思ひますけれども、相当ページがございしますから、あしたまでという期限が、ちよつとどうかと思ひますが、出したいと思ひます。

先ほど申しました繰り越し損失金と利益金の点は、そういうことで一本でございしますが、その点は御了承願ひておきたいと思ひます。

○渡辺勲吉君 非常に私も検討が不十分で、特別会計の説明の資料でしたからこれは御要請は撤回します。

漁家負債の調査は、あすまでとは申し上げませんが、これは各委員とも非常に大事な資料だと思ひますので、できるだけ急いで、三百ページのうちの四十二ページまでと遠慮して申し上げたつもりですから、できるだけ早くガリ版でも何でもつけようですから、お出しを願ひたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) いまの資料はいつまでに……。

○政府委員(庄野五一郎君) 最後の漁家負債調査の分を除きまして、明日一ぱいに提出できるように努力いたしてみます。

○渡辺勲吉君 漁家負債は来週火曜までには出ますね。

○政府委員(庄野五一郎君) それならば出ます。

○委員長(青田源太郎君) ではさうに決定いたしました。

○梶原茂嘉君 中小漁業融資保証制度が発足してから相当時間が経過したわけでありまして、かれこれ十年に及ぶわけでありまして、その十年間の概観といひますか、大體といひますか、当初の発足当時の大體のものと、当初の考案の線に沿つてきておるか、当初考案したようには伸びなかつたのか、そういう点のお考えを承りたいと思ひます。

そのあたりは、加入してくる組合員の数も発足当初に比べてますと、それと大きく伸びていないようでありまして、むしろ減つておるようなところもあるようであります。また、融資の額は全体的に非常に伸びてきておりますけれども、それに比べて保証を抑えておる融資額の伸びの割合はそれほどでもない。したがって融資額に占める、融資の総額に占める保証額に占める分の割合とい

うものはむしろ漸減をしておるのじゃなからうかというふうに見られるのであります。したがって、それらを考慮して、概観してどういふふうなそれを評価していいかということをお願いしたいと思います。

○政府委員(庄野五一郎君) まあ概観いたしまして、保証制度が発足いたしましたので、毎年大体保証の目標というものを立てまして、それによりまして特別会計等で保険をする、こういうシステムでこれを運用してまいったわけでございますが、予定いたしましたわけゆる保証のワクというものは順次伸びております。三十八年度で百四十億の融資保証ワクでございますが、来年はさらにこれを二十億の保証ワクにするというところで、そういう意味から保証ワクというものは伸びてまいってまいります。そういう意味におきましてこの制度が活用されておるということには言えると思ひますし、また中小漁業者の資金需要というものは、お手元にお配りいたしました総ワクの中にございいます。三十八年度は五百四十億といふものから三十七年度は三百八十億、こういうふうな資金が伸びるにつれて融資も伸びております。それに即応しまして、先ほど申しましたように保証のワクも伸びているわけでございます。そういうことで順調にこれは伸びているということが言えるわけでございますが、最後に御指摘になりましたように、いわゆる貸し出し残高につきまして協会の保証した比率というものは二十八年度が七・七％の三十七年度・五・五％、こういうふうなその保証の融資と保証の比率が下がっております。これはやはり資金需要が旺

盛で、それに対して保証をなくしても融資がなされたというところを示すものでございまして、さらに保証ワクを伸ばしたほうがさらに伸びるのじゃないかという御指摘もあらうかと思ひますが、現状におきましては、いわゆる漁協の資金、漁協に対しては、融資、それから融資の円滑化をはかるために保証制度というものが順調に伸びてきておるということは言えるのじゃないかと、こういうふうな考えております。

○梶原茂嘉君 全体の融資額と協会の保証額との比率がだんだん減ってきておるわけですか。このことは減ってきたらすぐに成績が上がるといふ性質のものでなく、それだけ言いさえすれば融資を受けるほうの側の力がついてきたと見方によればできるわけでありませう。そういう点の考え方でせうね、どういふふうに見たいのかという点について、ぼく自身としてははっきりした考え方が出てこないもので何ったよりなわけでありませう。幸いにこういう保証制度によらなくても融資を受け得てきたのだとすれば、これはこれで非常に喜ぶべきことだと思ひます。その点が若干の疑問が残るのであります。その点に關連して、たとえば漁業協同組合に参加してある個人の漁業者の分の会員数としては千五百人見当であつて、それはその十年間に變化はあまり大きくはない。法人としては百七十見当ですが、会員として参加しております。会員である漁業協同組合、これは漁業をやる協同組合でありませうが、それから法人、それは有資格——

合なり法人の中でどれほどの割合を占めておるのだらうかということ、大体でけっこうです。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁業協同組合のほうから申し上げますと、漁業協同組合の信用事業を営んでおるものは、ほとんど加入しておる状態でございます。それから個人の中で個人会員となるべきものでその組織が法人経営になっておるもの、それは大体二割程度入つておるということでございます。それでいふ漁協の組合員というものは非常に個人会員として入る率は少ないのじゃないか、こういうことが言えると思ひます。

○梶原茂嘉君 それから今度新しく信用事業を行なう漁業協同組合が金融機関として登録して行く改正が行なわれ、そして、その組合員は協会の会員の資格を持たなくては保証を受けるということになるわけなんです。この点は午前の森委員の質疑もそれに關連しての論議があつたのであります。が、いろいろ疑問の点があるものであります。その組合員が保証を受ける場合の保証の限度ですね、限度をどういふふうにするのか、構想であるのか、これをひたつてお聞かせを願ひたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 御質問の要点は、会員たる漁業協同組合が金融機関に指定されて、そして金融機関たる漁業協同組合が組合員に貸し出す場合、その組合員が協会の会員でなくとも、その漁業協同組合が保証する、こうしておれば、直接に協会が保証する、こういう場合の組合員に対する保証の限度は幾らか、こういうふうな御質問と、

こういうふうな心得でよろしゅうございませうか。——そういう場合は、これは総額といたしましては、その金融機関に指定された会員たる漁業協同組合の出資の総額の——これは業務方法書でございませうが、現在平均して五倍と、こういうふうになっております。

百万円最低出資するよう指導いたしておりますので、その組合の保証を受ける限度は五百万円、こういうふうな相なるわけでございますが、これが金融機関として組合員たる漁家に貸し付けられる場合、その漁家が保証を受けて借り入れる限度というものについて、それが零細な漁家であつても出資を要せずして会員と同じ扱いを受けるという道を今度開いたわけでございます。これが零細な漁家の便益になるように、できるだけたくさん組合員に利用できるようにという趣旨から、大体一組合員の保証を受けて借り入れる限度というものを、業務方法書で大体五十万円以内というふうにいたしました。こういうふうな考えております。

○梶原茂嘉君 大体五十万円といたしますと、かりに組合のほうの出資が五百万円だとすれば、組合員の中で約十人見当がそれに参加し得るといふことになりませうか。——つまり、組合の出資は百万円というのを最低にして、大体、そうすれば、その最低の線では五百万円、一組合員の保証される限度が五十万円だとすれば、組合員の中で約十人が融資を受けられ、大体限度一ぱいであるといふことになるわけだけれども、大体そういふことですか、こういうことですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁協の出資は、ちよつと私間違ひましたが、大体百万円平均ということで、いまなつております。これはできるだけ多くするという方向で指導いたしております。それから会員の保証を受け得る限度というものは、大体平均で五倍ということになっておりますが、三十九年度からはこれをさらに引き上げていくというところで、大蔵とも話を付けてございまして、この五倍はさらに八倍見当にしたい、こういうふうな考えております。

それから会員でない組合員が保証を受け得る限度というものは五十万円にしよう、こう考えるのでございませうが、これはやはり組合の実態なり、その状況に応じて限度が五十万円にございませうから、必ずしもみな限度一ぱいづつ借りるということではないかと思ひますが、かりに限度一ぱいづつ借りるとすれば十人、こういうことになるかと思ひます。これは組合の保証を受け得る限度を今度八倍に引き上げますれば、五十万円の限度においてはさらにこれは大きくなる、こういうことにならうかと思ひますが、これはやはり、あまりへんばにならないようにという意味で五十万円に押さえたわけでございますので、必ずしも五十万円一ぱいづつみな借りるというわけでもありませんで、二十万円もありませうし、三十万円もありませうが、平均はそういうふうになります。これは実際これから運用してみないとわかりませんが、最高限度をきめるということになれば、現在の五倍の倍率でいきますれば十人ということになります。

○梶原茂嘉君 そういふ金融機関に指

定されて、漁協が同時に自分自身が融資を受けて、保証を受ける会員となり得る資格を持つてゐるわけですね。したがって、一つの漁協が二つの性格を有する。組合自体が他から融資を受ける分について、その出資額というものが保証の見返り的な役割を持つわけです。同じ出資額というものが同時に自分自身の融資の分の担保的な役割をし、同時に、組合員の保証に対する一つの担保的な役割をする、こういうことになると思ふんですけれども、そうなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 今度信用事業を営みます漁業協同組合を金融機関に指定する、こういうことに相なりますと、金融機関としての性格を今後持つてくるわけでございます。それで、みずからの資金なり、あるいは調達した資金を組合員に貸す場合に、今度の新しい制度では、保証協会から保証する、こういう道が開けるわけでございます。いわゆる直接貸しに対する保証でございます。その場合に、先ほどから申しますように、この組合員が保証を受け得る総額というものは、金融機関として指定される前に漁業協同組合として、会員になった場合の出資額の五倍ないし八倍、こういうふうになります。さつき説明いたしましたわけでございます。それで、やはり組合といたしまして、組合員に資金を融通するばかりではなしに、組合自体もやはり金融機関としての性格と、それから事業主体、販売事業としての事業主体、両方の性格を持つておりますから、販売事業等で組合自体が共同施設として冷蔵庫を設けるとか、そういった場合の融資が金融機関から

ら受けてくる場合、そういう場合にもその出資しました金額に対する一定の倍率をかけた保証を受け得る限りならば、直接その金融機関から単協がお金を借りる場合に保証も協会がつける、そういうふうに二重の性格に相なる、こういうことでございまして。

○梶原茂嘉君 そうだとしますと、結局会員としての漁協が出資をしておるその出資というものは二つに働くわけですね。したがって五十万円、そのメンバーに対する保証の限度が五十万円であるとしても、自分自身がその保証によつて系統的に、あるいはほかから融資を受けてくれば、当然それが減ってくるわけのものです。当然減ってくるのです。かりにフルに受ければ、その所属の組合員としては保証が受けられないという結果になるように思われるのですが、そういう点は仕様書でうまく書き分けができるものであらうか、どういふふうな措置をされるのか。一つのいわゆる出資があり、その倍率が保証的な役割をする基礎をなす、それが二つに働くというこゝになつてくると、性質の違ふものが二つ働くわけでありませぬ。それが非常に明確に区別されて処理されていくものであらうかどうか、若干私には疑問が出るのでありますけれども、そういう点はどういふふうな処理されるのでありますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 梶原先生が御質問になりましたように、会員たる組合が出資しておりますから、会員たる組合がみずからの事業の設備資金なり運転資金を調達するといふ場合の受ける保証と、それから組合員たる漁家に貸し付ける場合に働きます保証

の限度というものは区別して、その両方の合計が組合として出資した金額の何倍におさまるようになり、こういうふうな業務方法書で明確に書く、こういうことにしたいと思ひます。

○梶原茂嘉君 そういうことになるでしょうけれども、まあそれはそれでいいです。それから組合員としては、基金から保証が受けられる、その場合の金融機関としては、自分が所属する漁協もあれば、他の金融機関から融資を受ける場合もあるといふことになるであらうか、あるいは組合員として保証を受ける場合は、その所属する漁協からの融資に限定されるのか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 制度上は金融機関になるわけでございまして、組合から組合員に融資を受ける場合が大部分かと存じます。制度上は組合以外に金融機関からも融資を受ける場合に保証を受けるというのを排除いたしておりません。それで、そういう場合には組合の融資を受ける保証を受ける限度との関係がございまして、組合から融資を受ける場合以外の場合には、必ず組合の承認を受けるようにということ、その組合の保証を受ける境界におさまるようになり、事前にそういう点の調整はつけさせる。こういうことを業務方法書等で指導してまいり、こういうことになつております。

すると、現在、個人として、会員としてでなくてこの制度を活用してゐる漁業者が相当ある。その中には漁協の組合員であるものもその程度は知りませんけれども相当あり得るわけですね。それになつてくると、会員として自分自身が出資を相当して保証を受けているといふ必要がなくなるので、もちろんこれは融資の額によりまして保証も、何も自分が出資をしなくても保証がされて融資を受けられるとすれば、現在会員となつて出資をしておるものは、会員を脱退するといひますか、脱退することになるのが当然であらう。

もし組合員である資格と会員である資格と両方持つておれば、それは両方の保証の限度を合わせたものが活用し得るといひますか、計算の基礎になり得ると、こういうふうになるように思ふんですけれども、それはそれでいいんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 今度制度を改正いたしました趣旨は、零細な沿岸漁家の資金需要に応ずるということ、出資までして保証を受けるということの非常な困難な面を切り開いていくこと、こういう趣旨でございまして。そういう意味で最高限度五十万円、こういうふうなことにいたしましたわけでございますが、五十万円以上の資金需要があるといふようなときには、さらにこれは指導をいたしましてその組合員を会員となるように指導してまいりたい、こういうふうな考えております。そういうことで、いままで会員でなかつた組合員が、今度の制度改正で会員でないままに組合が会員である場合には保証に均てんし得る道が開かれるわけでございますが、さらに個人として協会に

出資いたしますれば、さらに追加してその出資分の倍率で保証の均てんを利益を受ける。そういうことで重複していいことと、こういうふうな考えております。

○梶原茂嘉君 同時に、大体個人会員も出資五十万円ですか、かりに倍率を十倍にして五十万円、したがって五十万円の出資をして五十万円の融資を受けてその保証を受けるよりは組合員であれば組合員の資格を放棄して出資なしに保証を受けるほうが、はるかに有利の立場に立つわけですね。したがって現在の個人会員の千五百人のうちで、どれほど漁協の組合員があるのかどうか初めに伺つたんですが、まあ若干あることになれば、何といひますか、脱退することになるであらうか、また漁協の組合員として五十万円の保証を受け、さらに組合員として保証を受ける。その組合員としては今後は組合員の立場でその組合から融資を受けるということになるよりは別として、そういうふうになるというわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) そのとおりでございまして。それから現実の姿としては、転貸の場合、従来は転貸をやつてきた場合でございまして、その場合非常に資金需要が旺盛でございまして、小口のものが集まつて転貸の形で組合から貸し付けている、こういう形になります。今まで直接会員になつて保証の利益に均てんしてゐるというものは、わりかた大口の融資を受ける者が多いわけでございまして、いま梶原先生が御指摘になつたように、会員資格を脱退して五十万円の中に入つたほうがいいといったようなことは、理論

四、五千万円は黒字になるんじゃないか、こういふふうに推定いたしておられます。

○梶原茂嘉君　そうすると、求償権は一応簿外になって、入ってくると、利益といひますか、収入に入ってくる。昔は簿外に落としたときは、やはり

り一応保険金の支払いとしての何とい
いますか、支出になつちやつてゐるわ
けです、計算上。——わかりまし
た。

それから保証料率ですけれども、事
故が比較的多い、この中小企業その他
保証制度を執行しているものは、かれ
これ十近くありますけれども、その中
でこの漁業関係が最も事故率といいま
すか、これが私多いと思うのです。多
いについては、いろいろ理由があるわ
ろんある、それをここでとやかく
言う必要は私はないと思う。ただ、そ
れにいたしまして、保証料率をこれ
またきわめて高いと思うのです。いま
保険料を若干下げるということにな
ると、それはそれできわめてけつこうだ
と思ひますけれども、保証料率をもう
少し下げるくふうというものは、計算
上出てこないであらうか。そうでなく
とも、現在零細な利用者に対する金利
の負担というものが、相当重圧になつ
ていることは御承知のとおりで、この
前のレポート、最近見ましたレポート
でもそれを強調されているわけなん
です。それにつけ加えて、保証を受ける
場合においては、四厘とか五厘とか、
あるいは六厘とかというふうなきわめ
て高い保証料を払わなくちゃいけない
というたてまえになつてゐる。私はこ
の保証料率を、結局保証を受けたくて
も受けるのをちやうどせしめる最大
のあれじゃなかろうかと、実は想像し
ておるのであります。間違つてゐるか
もわかりませんが、何とかこれを世間
並みといひますか、こういう制度をし
く以上は、もう少し軽減するくふうが
あつてしかるべきだ、こう思うのです

けれども、ひとつ長官の御意見を伺
いたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘の
ように、中小漁業融資保証制度におき
ます保証料は、日歩二厘ないし六
厘、平均いたしまして大体四厘とい
うことに相なつております。これはやは
り実態が、沿岸漁業を中心とした漁業
に對します保証でございまして、や
はり魚況、海況というものに漁業が支
配されやすい面がありまして、そうい
う面から平均四厘、こういった保証料
に相なつておるわけでございまして、
御指摘のように、やはりこの保証料が
四厘であるというところは、通常の融資
を受ける金利の上積みになるわけで
ございまして、零細な沿岸漁業に對し
ては、やはり金利負担という面でこれ
を軽減することにしたいと思つて
考へております。それでこの保証料
のうち、国に納めます保証料が大体年
ただいまは二厘になつております。で
最近におきます保証及び融資制度の
運用状況、特に先ほど申しましたよう
な特別会計におきます保証の關係等
で、財政状態が非常に好転してきてお
りますことは、結局事故率が安定して
きた、こういうことになるわけでござ
いまして、三十九年度におきまして
は、この保証料の二割を一・七五%に
下げる、こういうことにいたしてあり
ます。○二五%引き下げて保証料は
一・七五%に、年でございまして、引
き下げます。そういう關係でこの保証
料も来年から多少引き下げるというこ
と、こういうことに相なろうかと存じ
ますが、われわれにいたしましては、
やはり将来を見越しての協会のあり
いは特別会計の健全運営ということを

はからなくちやならぬと思ひますの
で、一挙にこれを引き下げるといふわ
けにまいりませんので、運用状況を見
ながら、逐次引き下げていく、こうい
う努力をさらに重ねていきたい、こう
いうふうに考へております。

○榎原茂喜君 いま一点それに關連し
まして。先ほど長官も言われたのです
けれども、沿岸漁業、中小漁業で相当
リスクがある。したがつて、なかなか
保証料もそれらに關連して高くなる、
こういうわけですが、金融機関が融資
をする場合に、会員に對して融資をす
る際に、この制度による保証を受けて
おる融資については、その金利に若干
の考慮が払われておるのか、全然払わ
れていないのか、その間の平仄はどう
であるのか。

○政府委員(庄野五一郎君) 系統資金
の場合は、やはりこの保証制度で弁済
が保証されているという關係で、金利
が引き下げられております。それから
地銀のほうも系統のほうから申しま
すと、日歩一厘ないし二厘低くしてござ
います。地銀のほうもいろいろござ
います。私も地方にいたときの経験か
ら申しますと、保証を付するのだから
下げたという指導をいたしまして、
やはりこの系統と準じながら引き下げ
ているところがございまして、全般的
にまだそこまではいってないと思ひ
ます。今後ともそういう努力はいたし
たい、こういうふうに考へております。

○榎原茂喜君 それから次に、今度新
しく水産加工業関係が参加してくるわ
けであります。漁業のほうはいろいろ
資格その他に制限がありますが、加
工業関係では、法律上あまり制限を置
いておられけれども、個人経営の水産

加工業あたりについては、別段その資
格等について制限をする必要はないの
でしようか、どうでしようか。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいま
のところでは、個人の場合は制限ござ
いせんが、法人の場合は従業者四十
人未満、これは法律に書いてあるとお
りでございまして、そういうふうな零
細なあるいは小さい経営のやはり資金
便益を緩和する、こういう意味で、い
まのところは個人は漁協と同じように
制限ございせんが、法人については
四十人まで、こういうふうな制限で考
へております。

○榎原茂喜君 それから、新しく水産
加工業が参加するわけです。これまで
この制度としては、それを予想して
いなかったわけですが、新しくその道
を開かれますについては、どの程度の
融資ワクといひますか、資金力に對し
て保証が行なわれるような見込みであ
るか、大体のそのものがあつていま
すけれども、どういふ想定をされてい
るのか、その点を最後に伺ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) 水産加工
業を今度保証の対象にいたすわけで
ございまして、われわれにいたしまして
は、これは漁業の振興にこの加工業が
安定経営をはかる原料等を、そこで有
利に購買して加工するわけでございま
すので、加工業の振興は即沿岸漁業の
振興につながる、こういうことで加
えたいわけがございまして、そういう意味で、
零細なものを中心にいたしてあります
し、また都市でやる加工よりは、漁村で
やる加工に重点を置いてこの制度を運
用してまいりたいとこういうふうに考
へておるわけでございまして。これは沿

岸漁業と密着しておる、こういう關係
があるものと存じます。来年の保証ワク
は二百十億を大体予定いたしました
ですが、それを算定いたしました大体の
推計でございまして、加工業関係
保十二億程度と、こういうふうな考
へております。実績がはつきりわか
りませんので、これから新しい制度として
運用をしていくわけでございまして、
大体そういう漁村的な加工業を中心
として考へますと、来年十二億程度とい
うものを想定して考へております。

○榎原茂喜君 十二億というのは、そ
の保証の対象になる融資額というわけ
でございまして、
○政府委員(庄野五一郎君) そのとお
りでございまして。

○堀本宜実君 研究が不十分で質問が
徹底しないかもしれませんが、先ほど
お聞きいたしておりました、保証限度
は出資額の四倍ないし四倍半というよ
うなふうに承つたのでありますが、実
際は、現行は二倍程度であるというふ
うに聞きました、どうでしようか。

○政府委員(庄野五一郎君) 会員が保
証を受ける限度は、会員が出資いたし
ました金額の現行では四倍ないし六倍
で、平均五倍、これは来年度からはさ
らにこれを引き上げていく、こういう
考へでございまして。現実に保証として
利用されている限度は、全国マクロに
して見まして出資金の二倍程度、こ
ういうふうになつて未利用のワクが残
つておる、こういうことになつてあり
ます。

○堀本宜実君 そこでこれがいろいろ
ありますね、個人それから協同組合、生
産組合、法人とあるわけでございま
すが、それぞれに今度は個人というもの

がふえてきたわけですが、そういうものが借り入れ等をする場合に、金利の種類というものがまた違ってくると思

ね。○堀本宜実君 制度融資はないのです

けあれば、系統資金であつたらそこでたとは二百萬なり三百萬なり貸す。幸い担保力があるから相当な額が貸せ

は出資しなくても、組合が出資して、共同施設の形で出資しておれば均てん

そういう場合には個人に振りかわつて組合が追加出資でも行なつて、そうしてそれに代たえられる道が急速にできるのかどうか。それはやはり組合員の

同組合、信用組合連合会、銀行あるいはその他政令で定められたつまり金融業者といひますか、融資を業とするものといふに規定されておるのであります

○政府委員(庄野五一郎君) ございません。これはもうあれ自体が低利長期の資金ということになりますから、あれは保証の対象になりませんが、大体中心は系統資金でございませう。系統資金から個人に融資いたします場合は、やはり資金需要によりまして、それが運転資金の場合と設備資金の場合に分

たところが出資額がそれと見合つた出資額をしていないという場合には、担保と保証というものの関連性がございませうか、そこで起きてきますか。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

○政府委員(庄野五一郎君) これは御配付申し上げました基金の業務状況の表でござんになつてもわかりますように、二十八年度の出資金といふものは協同組合で十四億九千六百萬円、こ

一般出資金によつて保証額をきめるといふことになつてゐるんだが、おおむね一般のそういう個人にもせよ法人にもせよ、生産組合あるいは協同組合等が資金を借りようとする場合に、資金別に限度がありますか。つまり出資額だけで保証しようとするのでなしに、それぞれ限度に応じた保証というものがあつてもよろしいと思ひますか。

○堀本宜実君 制度融資はないのです。たとは二百萬なり三百萬なり貸す。幸い担保力があるから相当な額が貸せる。ところが出資額はそれと見合つた出資額をしていないという場合には、担保と保証というものの関連性がございませうか、そこで起きてきますか。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

○堀本宜実君 どうも私も研究が不十分だからよくわからないのですが、ちよつとこの担保力なり、それから將來の企業としての、いわゆる生業としての見通しといふものの見方といふものは、實にむずかしいものですね。漁業といふようなものは、自然の現象によつて、たとえば去年のような異常潮

から漁業生産組合で四千三百萬円が一億一千二百萬円、個人では三億三千万円程度が五億九千万円になつてゐる。法人で一億二千万円が三億二千万円になつてゐる、道府県の分が五億が倍の一億程度に伸びてゐるといふことで、やはり資金需要に応じまして、この出資金もできるだけ出していくといふふうに指導していきたいと思ひますし、やはり資金需要が旺盛な組合は、追加出資をして保証ワケをふやして融資を受けているという現状でございませうか、やはり組合の状態の好転を指導するにとともに、こゝいう面の出資をできるだけふやして、こゝいう金融の疎通をはかつていくといふ指導は、今後とも進めなければならぬ、こう考えております。

が、その融資の制度で個人に融資をされる場合、あるいは法人に融資をされる場合に、おのの限度があるかと思ひます。その限度はありますか。

○堀本宜実君 たとは農業のほうで申しますと、土地取得資金といふようなもの、あるいは個人には八十萬といふような限度がございませう。これはそれじゃ担保力といふものは、主として沿岸漁民等を考へてみると、船以外にはほとんどないのが通例だと思ひますが、きつめて担保力の弱い私は業種だと思ひます。そこで、かりにそういう担保力に依存をするといふことで、出資額といふものの見合ひで保証をきめるといふことになりまして、何かそこには見合ひぬものがあつて、いかぬと思ひますね。たとえば担保力だ

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

が、その融資の制度で個人に融資をされる場合、あるいは法人に融資をされる場合に、おのの限度があるかと思ひます。その限度はありますか。

○堀本宜実君 たとは農業のほうで申しますと、土地取得資金といふようなもの、あるいは個人には八十萬といふような限度がございませう。これはそれじゃ担保力といふものは、主として沿岸漁民等を考へてみると、船以外にはほとんどないのが通例だと思ひますが、きつめて担保力の弱い私は業種だと思ひます。そこで、かりにそういう担保力に依存をするといふことで、出資額といふものの見合ひで保証をきめるといふことになりまして、何かそこには見合ひぬものがあつて、いかぬと思ひますね。たとえば担保力だ

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

が、その融資の制度で個人に融資をされる場合、あるいは法人に融資をされる場合に、おのの限度があるかと思ひます。その限度はありますか。

○堀本宜実君 たとは農業のほうで申しますと、土地取得資金といふようなもの、あるいは個人には八十萬といふような限度がございませう。これはそれじゃ担保力といふものは、主として沿岸漁民等を考へてみると、船以外にはほとんどないのが通例だと思ひますが、きつめて担保力の弱い私は業種だと思ひます。そこで、かりにそういう担保力に依存をするといふことで、出資額といふものの見合ひで保証をきめるといふことになりまして、何かそこには見合ひぬものがあつて、いかぬと思ひますね。たとえば担保力だ

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

共同施設の形で出資して、それが均てんする道を開くといふことで救えると思ひますし、やはり資金需要が大きければ多少の出資をして、それはみんなの共同の助け合いの施設でございませうか、それだけの努力がございませうか、それならぬかと思ひますけれども、今度は出資に對しては保証を受け得る限度といふものを、いま大体五倍といふのをこれを八倍以上に引き上げたといふことで、そういう面の疎通をはかつてまいりたいといふことで措置をしたいと、こう考えております。

ていただいたら、私などは法律家の勉強に非常にいいと思う。しかしながら、これは予定であるのでありますから、そのときによって変更されるのは、当然のことだと思ふのであります。そういうふうなことによってお互いが勉強し、そして国民の負託にこたえるように委員会の運営をしてもらいたいと思ふのであります。私の希望を申し上げておきます。

○委員長 青田源太郎君　藤野委員の御意見は、ごもっともでありますので……。

○大河原 次君　その点について。僕も非常にその点については同感だと思ふのですがね。なお具体的にはどうするかにについては、一応僕は藤野委員の案には賛成ですよ。具体的な今後の運営方法については、さらに積極的に委員長・理事の中で練つてもらいたいと思います。

○委員長 青田源太郎君　藤野委員の御意見は、ごもっともでありますので、委員長及び理事の間におきまして、よく御相談の上で御趣旨に沿うように取り運びたいと、かように考えます。

○藤野 繁雄君　さういふと、お願ひは、

○委員長（青田源太郎君）別に、本日は質疑がないようでありましたら、本日は以上をもって散会いたします。

午後三時三十一分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（衆）

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号を次のように改める。

二 臨時に使用される者

失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて」を削り、同条第四項中「その日」を「その日、第五号に掲げる事由に該当するに至つたときは納付済みの掛金に係る最後の月の翌月の初日」に改め、同項第五号中「掛金を滞納」を「掛金（第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を除く）を滞納」に改め、

同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 前条第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失の確認に準用する。
第十七条第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 前項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者が、第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を同項の期限までに納付し

ないときは、第一項の規定による任意継続組合員とならなかつたものとみなす。
第十七条第二項の次に次の一項を加える。
3 組合は、第一項の申出を受理したときは、その旨を、遅滞なく、当該申出をした者に通知しなければならない。
第十八条第四項中「組合員であつた期間」を「組合員又は任意継続組合員又は任意継続組合員であつた期間」に改め、

組合員であつた期間は、に、「当該組合員であつた期間に係る組合員の資格」を「当該組合員又は任意継続組合員であつた期間に係る組合員又は任意継続組合員の資格」に改め、「同条第二項」の下に「（前条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。
第二十條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与	月	額
第一級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円未満		
第二級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上		八、五〇〇円未満
第三級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上		九、五〇〇円未満
第四級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上		一〇、〇〇〇円未満
第五級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上		一一、〇〇〇円未満
第六級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上		一二、〇〇〇円未満
第七級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上		一三、〇〇〇円未満
第八級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上		一四、〇〇〇円未満
第九級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上		一五、〇〇〇円未満
第十級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上		一六、〇〇〇円未満
第十一級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上		一七、〇〇〇円未満
第十二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上		一八、〇〇〇円未満
第十三級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上		一九、〇〇〇円未満
第十四級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上		二〇、〇〇〇円未満
第十五級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上		二一、〇〇〇円未満
第十六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上		二二、〇〇〇円未満
第十七級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上		二三、〇〇〇円未満
第十八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上		二四、〇〇〇円未満
第十九級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上		二五、〇〇〇円未満
第二十級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上		二六、〇〇〇円未満
第二十一級	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上		二七、〇〇〇円未満
第二十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上		二八、〇〇〇円未満
第二十三級	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上		二九、〇〇〇円未満
第二十四級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上		三〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上		三一、〇〇〇円未満
第二十六級	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上		三二、〇〇〇円未満
第二十七級	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上		三三、〇〇〇円未満
第二十八級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上		三四、〇〇〇円未満
第二十九級	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上		三五、〇〇〇円未満
第三十級	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上		三六、〇〇〇円未満
第三十一級	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上		三七、〇〇〇円未満
第三十二級	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上		三八、〇〇〇円未満
第三十三級	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上		三九、〇〇〇円未満
第三十四級	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上		四〇、〇〇〇円未満
第三十五級	四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上		四一、〇〇〇円未満
第三十六級	四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上		四二、〇〇〇円未満
第三十七級	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上		四三、〇〇〇円未満
第三十八級	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上		四四、〇〇〇円未満
第三十九級	四五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上		四五、〇〇〇円未満
第四十級	四六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上		四六、〇〇〇円未満
第四十一級	四七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上		四七、〇〇〇円未満
第四十二級	四八、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上		四八、〇〇〇円未満
第四十三級	四九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上		四九、〇〇〇円未満
第四十四級	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上		五〇、〇〇〇円未満
第四十五級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上		五一、〇〇〇円未満
第四十六級	五二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上		五二、〇〇〇円未満
第四十七級	五三、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上		五三、〇〇〇円未満
第四十八級	五四、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上		五四、〇〇〇円未満
第四十九級	五五、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上		五五、〇〇〇円未満
第五十級	五六、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上		五六、〇〇〇円未満
第五十一級	五七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上		五七、〇〇〇円未満
第五十二級	五八、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上		五八、〇〇〇円未満
第五十三級	五九、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上		五九、〇〇〇円未満
第五十四級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上		六〇、〇〇〇円未満
第五十五級	六一、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円以上		六一、〇〇〇円未満
第五十六級	六二、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上		六二、〇〇〇円未満
第五十七級	六三、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上		六三、〇〇〇円未満
第五十八級	六四、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上		六四、〇〇〇円未満
第五十九級	六五、〇〇〇円	六四、〇〇〇円以上		六五、〇〇〇円未満
第六十級	六六、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上		六六、〇〇〇円未満
第六十一級	六七、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上		六七、〇〇〇円未満
第六十二級	六八、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上		六八、〇〇〇円未満
第六十三級	六九、〇〇〇円	六八、〇〇〇円以上		六九、〇〇〇円未満
第六十四級	七〇、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上		七〇、〇〇〇円未満
第六十五級	七一、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上		七一、〇〇〇円未満
第六十六級	七二、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上		七二、〇〇〇円未満
第六十七級	七三、〇〇〇円	七二、〇〇〇円以上		七三、〇〇〇円未満
第六十八級	七四、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上		七四、〇〇〇円未満
第六十九級	七五、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上		七五、〇〇〇円未満
第七十級	七六、〇〇〇円	七五、〇〇〇円以上		七六、〇〇〇円未満
第七十一級	七七、〇〇〇円	七六、〇〇〇円以上		七七、〇〇〇円未満
第七十二級	七八、〇〇〇円	七七、〇〇〇円以上		七八、〇〇〇円未満
第七十三級	七九、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上		七九、〇〇〇円未満
第七十四級	八〇、〇〇〇円	七九、〇〇〇円以上		八〇、〇〇〇円未満
第七十五級	八一、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円以上		八一、〇〇〇円未満
第七十六級	八二、〇〇〇円	八一、〇〇〇円以上		八二、〇〇〇円未満
第七十七級	八三、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上		八三、〇〇〇円未満
第七十八級	八四、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上		八四、〇〇〇円未満
第七十九級	八五、〇〇〇円	八四、〇〇〇円以上		八五、〇〇〇円未満
第八十級	八六、〇〇〇円	八五、〇〇〇円以上		八六、〇〇〇円未満
第八十一級	八七、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上		八七、〇〇〇円未満
第八十二級	八八、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上		八八、〇〇〇円未満
第八十三級	八九、〇〇〇円	八八、〇〇〇円以上		八九、〇〇〇円未満
第八十四級	九〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上		九〇、〇〇〇円未満
第八十五級	九一、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上		九一、〇〇〇円未満
第八十六級	九二、〇〇〇円	九一、〇〇〇円以上		九二、〇〇〇円未満
第八十七級	九三、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上		九三、〇〇〇円未満
第八十八級	九四、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上		九四、〇〇〇円未満
第八十九級	九五、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上		九五、〇〇〇円未満
第九十級	九六、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上		九六、〇〇〇円未満
第九十一級	九七、〇〇〇円	九六、〇〇〇円以上		九七、〇〇〇円未満
第九十二級	九八、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上		九八、〇〇〇円未満
第九十三級	九九、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上		九九、〇〇〇円未満
第九十四級	一〇〇、〇〇〇円	九九、〇〇〇円以上		一〇〇、〇〇〇円未満
第九十五級	一〇一、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円以上		一〇一、〇〇〇円未満
第九十六級	一〇二、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上		一〇二、〇〇〇円未満
第九十七級	一〇三、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上		一〇三、〇〇〇円未満
第九十八級	一〇四、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円以上		一〇四、〇〇〇円未満
第九十九級	一〇五、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円以上		一〇五、〇〇〇円未満
第一百級	一〇六、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円以上		一〇六、〇〇〇円未満

第二十條第五項を次のように改める。
5 組合は、組合員の資格を取得し

た者があるとき、又は組合員たる一の農林漁業団体等の職員が引き続き組合員たる他の農林漁業団体

等の職員となつたときは、次に掲げる額を給与月額として、標準給与を定める。

一月、週その他一定期間によつて給与が定められる場合には、組合員の資格を取得した日の現

在の給与をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間又は出来高によつて給与が定められる場合には、組合員の資格を取得した月前一月間に、当該農林漁業団体等で、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受ける者が受けた給与の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、組合員の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受ける者が受けた給与の額

四 前各号の二以上に該当する給与を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定によつて算定した額の合算額

第二十條の次に次の一條を加える。

(給与月額の算定の特例)
第二十條の二 組合員の給与月額が、前条第三項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は同条第三項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、理事長が算定する額を当該組合員の給与月額とする。

第二十一條第一項中「五年間」を「三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に相当する額とし、平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に改め、同条第三項中「五年」を「三年」に改める。
第二十二條の次に次の一條を加える。

(給付の決定)

第二十二條の二 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

第二十三條の見出しを「(年金の支給期間及び支給期月)」に、同条第一項中「発生した月」を「発じた日の属する月」に、「月まで」を「日の属する月までの分を」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

第二十四條第一項中「不具廃疾で生活資料を得るみちがない」を「別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある」に改める。

第二十五條の見出し及び同条各号列記以外の部分中「死亡一時金又は年金者遺族一時金」を「又は死亡一時金」に改め、同条第二号中「もの」の下に「(子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満で婚姻をしていない場合又は十八歳以上で別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合に限る。)」を加え、同条第三号及び第四号を削る。

第二十六條第一項第二号中「死亡一時金又は年金者遺族一時金」を、又

は死亡一時金に改め、又は第四号を削り、「それぞれ当該各号」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者になることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

第二十八條を次のように改める。
(支払未済の給付の受給者の特例)
第二十八條 この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかつたものがあるときは、前二條の規定に準じて、これをその者の遺族(遺族年金又は死亡一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

第二十九條中「市町村職員共済組合」の下に「その他地方公務員共済組合」を加える。

第三十條第一項中「遺族給付は」を「遺族給付(第二十八條の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この条において同じ。)」に改める。

第三十一條中「遺族」の下に「若しくは相続人」を加える。

第三十四條の次に次の一條を加える。
(退職給付と障害給付との調整)

第三十四條の二 障害年金と退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれかの給付を行なうものとする。

2 障害年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金を受ける権利を有する者には、障害一時金は、支給しない。

第三十六條第一項中「第四項」を「第六項」に改め、「又はその者が障害年金の給付を受けている間」を削る。

第三十六條第二項を次のように改める。

2 退職年金の年額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する金額(組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。))一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が九万六千円より少ないときは、九万六千円とし、その額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

第三十六條第三項中「第三十九條第四項」を「第三十九條の二第三項及び第四十六條第三項」に改め、同条第四項中「障害年金を受ける権利を有する者を除く」が別表第二に「別表第二の上欄」に改める。

第三十七條第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「組合員である間は」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「従前の退職年金の額」の下に「(当該退職年金の額について前条第二項ただし書の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)」を加え、「日額の四十分」を「年額の百分の一・五」に改める。

第三十七條に次の一項を加える。

3 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額(前条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、前条第二項ただし書(平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第三十七條の二第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあるのは、「第三十七條の二第二項ただし書」を、「組合員又は任意継続組合員」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十八條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員の資格を喪失した日に任意継続組合員の資格を取
得した者、任意継続組合員の資格
を喪失した日に組合員の資格を取
得した者又は次項の規定により計
算した額がない者には、支給しな
い。

第三十八条第二項第二号及び同条
第四項中「第四項」を「第三項」に
改める。

第三十八条の二第二項中「の前日
(第三十九条第四項の規定の適用を
受ける者については、同項の障害年
金を受けることとなつた日)」を削
り、同条第四項中「第六項」を「第
五項」に改める。

第三十八条の三第二項中「の前日
(第三十九条第四項の規定の適用を
受ける者については、同項の障害年
金を受けることとなつた日)」を削
る。

第三十九条を次のように改める。

(障害年金)

第三十九条 次の各号に掲げる者
が、当該各号の場合に該当するこ
とは、その者が死亡するまで、障
害年金を支給する。

一 職務により病気にかかり、又
は負傷した組合員、その職務に
よる傷病(以下「職務傷病」と
いう。)の結果として、組合員の
資格の喪失(生存脱退事由に該
当することによる組合員の資格
の喪失)という。以下この節にお
いて同じ。)があつた時に別表第
二の上欄に掲げる程度の廃疾の
状態にあるとき、又は組合員の
資格の喪失があつた時から五年
以内に同欄に掲げる程度の廃疾

の状態になつた場合において、
その期間の経過後一月を経過す
るまでに、その者の請求があつ
たとき。

二 組合員であつた期間が六月以
上の者で、組合員又は任意継続
組合員である間に、職務によら
ないで病気にかかり、又は負傷
したもので、その傷病の結果とし
て、組合員の資格の喪失があつ
た時若しくは任意継続組合員で
ある間にその傷病に係る障害給
付の請求をした時に別表第二の
上欄に掲げる程度の廃疾の状態
にあるとき、又は組合員の資格
の喪失があつた時若しくは任意
継続組合員の資格の喪失(第十
七条第六項第二号、第四号若し
くは第五号に該当することによ
る任意継続組合員の資格の喪失
をいう。以下この節において同
じ。)があつた時から五年以内
に同欄に掲げる程度の廃疾の状
態になつた場合において、その
期間の経過後一月を経過するま
で、その者の請求があつたこ
と。

2 前項第一号又は第二号中「組合
員の資格の喪失があつた時」とあ
り、「任意継続組合員である間に
その傷病に係る障害給付の請求を
した時」とあり、又は「任意継続
組合員の資格の喪失があつた時」
とあるのは、当該傷病について労
働基準法(昭和二十二年法律第四
十九号)第七十五条の規定による
療養補償、労働者災害補償保険法
(昭和二十二年法律第五十号)第十
二条第一項第一号若しくは第三項

の規定による療養補償費若しくは
療養の給付その他療養補償に相当
する補償を受けている者にあつて
は、「当該傷病がなかつた時又は
労働基準法第八十一条の規定に
よる打切補償若しくはこれに相当
する補償を受けた時」とし、これ
らのときに当該傷病について健康
保険、又はこれに相当する制度に
よる療養の給付又は療養費の支給
を受けている者でこれらの給付の
支給開始後三年を経過してない
ものにあつては、「療養の給付若
しくは療養費の支給開始後三年を
経過するまでの間になつた時又
はなおらないがその期間を経過し
た時」とする。

第三十九条の次に次の一条を加え
る。
(障害年金の年額)
第三十九条の二 前条第一項第一号
の規定による障害年金(以下「職
務による障害年金」という。)の
年額は、廃疾の程度に応じ、平均
標準給付の年額に別表第二の中
欄(イ)に掲げる率を乗じて得た金
額(組合員であつた期間(任意継続組
合員であつた期間を含む。以下次
項において同じ。)が二十年をこえ
るときは、そのこえる年数一年に
つき平均標準給付の年額の百分の
一・五に相当する金額を加えた金
額)とする。ただし、その額が同表
の下欄に掲げる金額より少ないと
きは、当該金額とし、その額が平均
標準給付の年額に相当する金額を
こえるときは、当該金額とする。

2 組合員又は組合員であつた者に
ついて、職務傷病による廃疾と職
務傷病によらない廃疾とがあるこ
とは、職務によらない障害年金に
ついては、次に定めるところによ
る。

3 第三十六条第三項の規定は、退
職一時金又は障害一時金の支給を
受けた者の障害年金の額を算定す
る場合に準用する。

二 当該年金の第三十九条の二第
二項の規定による額は、同項の
規定にかかわらず、職務傷病に
よる廃疾を職務傷病によらない
ものとみなし、これらを併合し
て算定した障害年金の額(当該
職務傷病による廃疾の程度が別
表第二の上欄に掲げる廃疾の程
度に該当する場合には、当該廃
疾が職務傷病によらないもので
あるとしたならば当該廃疾につ
いて支給されるべき障害年金の
額を控除した金額)とする。

2 第三十九条第二項の規定は、前
項の規定により障害年金の額を改
定する場合に準用する。

3 前項の場合において、第三十九
条の二第三項において準用する第
三十六条第三項本文の規定による
控除は、職務によらない障害年金
の額から行ない、なお残額がある
場合に、職務による障害年金の額
から行なうものとする。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 組合員又は組合員であ
つた者について同時に二以上の廃
疾があるときは、第三十九条第一
項各号の病気又は負傷によらない
ものを除き、職務による廃疾年金
と職務によらない障害年金との別
に応じ、これらの廃疾を併合した
障害の程度を前三条に規定する廃

の上欄」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

4 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、当該合算額をもつてその改定額とする。

一 改定前の障害年金の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合）は、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。

二 前後の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）以下この条において同じ。）を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

5 第二項及び第三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務によらない障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に

一 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が改定前の障害年金の額より少ないときは、改定前の障害年金の額

二 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

三 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

四 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

五 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

六 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

七 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

てはその一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

四 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

五 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

六 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

七 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額

八 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

九 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

十 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

第四十三条 職務による障害年金を受ける権利を有する者が、その職務傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、職務による障害年金は、当該障害補償又は労働者災害補償の支給を受ける事由が生じた時から六箇年、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第二の上欄の一級に該当する者 百分の三十

二 別表第二の上欄の二級に該当する者 百分の二十

三 別表第二の上欄の三級に該当する者 百分の十

第四十四条 第一項中「障害年金の支給を受ける程度」を「別表第二の上欄に掲げる程度」に改め、同条第二項中「受けなくなつた場合」を「受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）」に、「十月分」を「十二月分」に改め、「額の平均標準給与の月額の十月分に相当する額を合算した額」を「額の平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を合算した額」と改め、平均標準給与の十二月分に相当する額を「一額（職務による障害年金で当該職務傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定に

よる障害補償の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によらない障害年金にあつては、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「合算額」という。）とする。」に改め、「満たないときは、」の下に「その者又はその遺族に」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第二十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位

の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

よる障害補償の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によらない障害年金にあつては、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「合算額」という。）とする。」に改め、「満たないときは、」の下に「その者又はその遺族に」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第二十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位

の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

4 第二項の規定により支給された差額に相当する金額は、給付に關する規定（第三十七條の二、第三十八條の二、第三十八條の三及び第五十條の二の規定を除く。）の適用については、当該差額が合算額との差額である場合における平均標準給与の月額の十二月分に達するまでの金額については障害一時金と、その残額については退職一時金（第三十六條第三項（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用に關しては、第三十八條第二項第一号に掲げる額）とみなす。

5 前項の規定により退職一時金又は障害一時金とみなされる差額の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合における第二十八條の規定の適用については、同条中「（遺族年金又は死亡一時金についてはこれらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）」とあるのは、「当該給付が第四十四條第二項に規定する死亡した場合に該

よる障害補償の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によらない障害年金にあつては、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「合算額」という。）とする。」に改め、「満たないときは、」の下に「その者又はその遺族に」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第二十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位

の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

当して支給されるものであるときは、同項の死亡した者の遺族」とする。

第四十五条を次のように改める。

(障害一時金)

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上の者で、組合員又は任意継続組合員である間に、職務により又は職務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものが、その職務傷病(労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償の支給を受けられないものに限る。)又は職務によらない傷病の結果として組合員の資格の喪失があつた時又は任意継続組合員である間にその傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、障害一時金として、平均標準給与の月額額の十二月分に相当する金額を支給する。

2 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害一時金を支給する場合に準用する。この場合において、同項中「なおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とあるのは、「なおつた時」と読み替へるものとする。

3 同時に二以上の廃疾があるときは、第一項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾の併合した廃疾の状態を同項に規定する廃疾の状態として、同項の規定を適用する。

第四十六條を次のように改める。

(遺族年金)

第四十六條 次の各号の一に該当す

るときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が職務傷病により、組合員である間に、又は組合員の資格の喪失後に死亡した場合平均標準給与の年額の百分の四十に相当する金額(組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。以下この項において同じ。)が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)

二 組合員であつた期間が二十年以上である者が、職務傷病によらないで死亡した場合、その者が受ける権利を有していた退職年金の年額(退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を生存脱退事由に該当することによる組合員の資格の喪失とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金の年額)の百分の五十に相当する金額

三 組合員であつた期間が十年以上二十年未満である者が職務傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員であつた期間が十年以上二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが職務傷病によらないで死亡した場合、平均標準給与

の年額の百分の十に相当する金額(組合員であつた期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額を加えた金額)

四 組合員であつた期間が十年未満の者で職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務によらないで死亡した場合、平均標準給与の年額の百分の十に相当する金額

2 前項の規定による遺族年金の額が六万円に満たないときは、六万円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(第三十六條第三項ただし書(第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により定める額を返還した者を除く。)である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者
前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條第三項本文(第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する政令で定めるところにより算定した額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者
同号に掲げる金額(その額が六

万円からその者に係る第三十六條第三項本文に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、その控除した金額)

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條第三項本文に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

第四十七條を次のように改める。

(遺族年金の停止)

第四十七條 夫、父母又は祖父母に對する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、この限りでない。

第四十八條の見出し中「転給」を「失権及び転給」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 婚姻したとき。

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六 別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九條の次に次の一条を加える。

(職務による遺族年金と遺族補償等との調整)

第四十九條の二 第四十六條第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が、組合員又は組合員であつた者の死亡につき労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償を受け権利を取得したときは、その遺族年金は、当該遺族補償又は遺族補償の支給を受ける事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

第五十條第一項を次のように改める。

組合員であつた期間が十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が六月以上である者(組合員であつた期間が十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が六月以上である者を含む。)が職務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。ただし、当該遺族が第四十六條第一項第四号の遺族年金の支給を受ける権利を有することとなるときは、この限りでない。

第五十條第二項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加える。

第五十一條及び第五十二條を次のように改める。

第五十一條及び第五十二條 削除

第五十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「組合員の」を「組合員又は任意継続組合員の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による掛金は、組合員又は任意継続組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月にさらに組合員又は任意継続組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は徴収しない。

第五十五条第一項中「折半して」を「四十五と五十五の割合で」に改める。

第五十六条第二項中「第十七条第二項」を「次項」に改め、同条中第五

項を第六項とし、第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第十七条第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(掛金の繰上徴収)
第五十六条の二 掛金は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

- 一 農林漁業団体が、次のいずれかに該当する場合
- イ 国税、地方税その他の公課

の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産の宣告を受けたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

二 農林漁業団体が、解散した場合

第五十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

第五十八条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、「督促」の下に「又は第五十六条の二各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことに」により納期を繰り上げてする掛金の納入の告知」を加え、「同項の規定による」を「その」に改める。

第六十一条第二項中「同条第二項」の下に「（第十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十二条第一号中（政令で定め

るところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。）の百分の十五」を「百分の十八」に改める。

第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「給付に関する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「組合員若しくは任意継続組合員の資格、給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分」に改める。

第六十六条第二項中「徴収」の下に「処分」を加える。

第六十六条第七項中「給付に関する決定についての第一項の」を削る。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(期間計算の特例)
第七十七条の二 この法律の規定により給付の請求、審査請求又は給

付を受ける権利に係る届出若しくは申出に係る期間を計算する場合において、その請求、届出又は申出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(退職年金等の最低保障額の変更)
第七十八条の二 農林大臣は、生計費又は消費費物価の水準が第三十六条第二項ただし書、第四十六条第二項又は別表第三の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費費物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の變更に關し必要な手続をとらなければならない。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員又は任意継続組合員であつた期間 日

六 月

以 上

一 年

未 満

一 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

二 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

以 上

一 年

未 満

三 〇 日

一 年

一〇年六月以上一一年未滿	二五七日
一一年六月以上一二年未滿	二七〇日
一二年六月以上一三年未滿	二八二日
一二年六月以上一三年未滿	二九五日
一三年六月以上一四年未滿	三〇七日
一四年六月以上一五年未滿	三二〇日
一五年六月以上一六年未滿	三三五日
一六年六月以上一七年未滿	三五〇日
一七年六月以上一八年未滿	三六五日
一八年六月以上一九年未滿	三八〇日
一九年六月以上二〇年未滿	三九五日
二〇年六月以上二一年未滿	四一〇日
二一年六月以上二二年未滿	四二七日
二二年六月以上二三年未滿	四四五日
二三年六月以上二四年未滿	四六二日
二四年六月以上二五年未滿	四八〇日
二五年六月以上二六年未滿	四九七日
二六年六月以上二七年未滿	五一五日
二七年六月以上二八年未滿	五三二日

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二

障害年金を支給すべき廃疾の程度の状態

一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両上肢の用を全く廃したもの 三 両下肢の用を全く廃したもの	支給率 最低保障額
---	-------------------------

級						級					
一五	一四	二三	一二	一〇	九	八	七	六	五	四	三
二											
一											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
八											
九											
一〇											
一一											
一二											
一三											
一四											
一五											

面上肢を腕関節以上で失つたもの
前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの

精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの

傷病がなおらないで身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

両眼の視力が○・○四以下に減じたもの

一眼の視力が○・○二以下に減じ、かつ、他眼の視力が○・○六以下に減じたもの

両耳の聴力が、耳微に接して大声によい程度に減じたもの

咀嚼又は言語の機能を廃したものの

脊柱の機能に高度の障害を残すもの

一上肢を腕関節以上で失つたもの

一下肢を足関節以上で失つたもの

一上肢の用を全く廃したもの

一下肢の用を全く廃したもの

両上肢のすべての指の用を廃したもの

両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの

両下肢のすべての足ゆびを失つたもの

前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの

傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

○・八

○・五

一・二〇、〇・〇〇円

○・六

○・四

九六、〇・〇〇円

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	両眼の視力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの	一上肢をリスフラン関節以上で失つたもの	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したものの	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
									〇・四	〇・三				
														六〇、〇〇〇円

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものと、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたものと又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾趾にあつては、足趾趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の廃疾の状態

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一上肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第二の備考一から五までに同じ。

該加算して得た額をもちてその改定額とする。

(更新組合員に係る通算退職年金の額に関する経過措置)

第九條 更新組合員に係る新法第三十七條の二第三項に規定する通算退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に於て当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「旧組合員であつた期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「旧法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した金額

二 新組合員であつた期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「新組合員であつた期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「新法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した金額

(更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置)

第十條 更新組合員に係る新法第三十八條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に於て当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間で施行日の前日まで引き続いていゝもの 旧法の平均標準給与の月額(その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円と

し、新組合員であつた期間が五年未満の者については、旧法の平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧組合員であつた期間の各月における標準給与の月額、それぞれ当該各月における旧法第二十条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。)を基礎として旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により計算した金額

二 新組合員であつた期間 新法の平均標準給与の月額(新組合員であつた期間が三年未満の者については、新組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。)に当該期間を前号に規定する期間とを合算した期間に於て算出する政令で定める日数から前号に規定する期間に於て算出する政令で定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 前項第一号の金額の計算の基礎となるべき期間に厚生年金保険期間が含まれてゐる更新組合員に係る同号の金額は、同号の規定にかかわらず、同号の金額から、旧法の平均標準給与の月額を基礎として厚生年金保険期間につき旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額の百分の二十に相当する額を控除した額とする。

(更新組合員に係る障害年金の額に関する一般的経過措置)

第十一條 更新組合員に係る新法第三十九條の二第一項又は第二項に

規定する障害年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に於て当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間で二十年をこえるもの 其のこえる期間 その年数一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する金額

二 新組合員であつた期間で旧組合員であつた期間と合算して二十年をこえるもの 其のこえる期間 その年数一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項の場合において、旧組合員であつた期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、新組合員であつた期間に加算するものとする。

(旧組合員であつた期間内の傷病に係る障害年金の特例)

第十二條 更新組合員が、施行日まで引き続き旧組合員であつた期間内に病氣にかかり、又は負傷し、同日以後にその傷病により、組合員の資格の喪失等があり、新法第三十九條第一項の規定の適用を受ける場合において、新法第三十九條の二及び前二條の規定により算定した障害年金の額が、その者が組合員の資格の喪失等があつた時まで引き続き旧組合員であるものとみなして旧法を適用するものとしたならば受けることができる旧法第三十九條の規定による障害年金の額に相当する金額より少ないとき

は、当該金額をその障害年金の額とする。

2 新法第三十九條第二項の規定は、前項に規定する組合員の資格の喪失等があつた時に準用する。

(更新組合員で再退職するものに係る障害年金の額の改定に関する経過措置)

第十三條 旧法の規定による障害年金を受ける権利を有する更新組合員に係る障害年金の改定額は、当該障害年金を職務によらない障害年金とみなして新法第三十九條の二及び附則第十一條又は新法第四十一條の規定により算定した額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による障害年金(以下この条において「従前の障害年金」といふ。)の額(改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合は、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度に相当する程度となつたもの)とみなして旧法の規定の例により算定した額 第四項において同じ。

一 旧組合員であつた期間(従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間を除く。第三号において同じ。)で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員で

あつた期間と合算して十年をこえ二十年に達するまでのもの

その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額

二 新組合員であつた期間で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間及び前号に掲げる期間と合算して十年をこえ二十年に達するまでのもの

その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額

三 旧組合員であつた期間で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間及び第一号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもの 其のこえる期間 その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する金額

四 新組合員であつた期間で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間及び第三号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもの 其のこえる期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号又は第三号の期間に加算するものとし、同項第二号又は第三号に掲げる期間(これに加算する期間があるときは、これを加

算した期間)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額に相当する金額(旧法第三十九条第四項において準用する旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額(その額が従前の障害年金の額に同項第一号及び第三号に掲げる金額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額)をもつてその改定額とする。

(更新組合員に係る遺族年金の額に関する経過措置)
第十四条 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、附則第十一条第一項各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、附則第六条及び第七条の規定の例により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

(遺族年金の失権及び振給に関する経過措置)
第十五条 旧法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が従前

の例によるとすればその権利を失うこととなる場合において、新法第四十八条の規定を適用するとし、たならばその権利を失わないときは、附則第五条の規定にかかわらず、新法第四十八条の規定による。

(更新組合員に係る遺族一時金の額に関する経過措置)
第十六条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第五十条の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、附則第十条の規定により算定した金額と同額とする。

(再就職者に関する経過措置)
第十七条 附則第六条から第八条まで、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、次の各号に掲げる者に準用する。
一 更新組合員であつた者で、再び新組合員となつたもの
二 旧組合員であつた期間を有する者で、施行日以後に新組合員となつたもの(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

(政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、新法の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第十九条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

三十三年法律第九十九号)を削り、「場合」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定による職務による障害年金を受けることができる場合(同法第四十三条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。)」を、「当該障害年金」の下に「又は当該職務による障害年金」を、「相当する額を」の下に「それぞれ」を加える。

本条施行に要する経費は、初年度約一億三千万円の見込みである。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、福島県母畑ダム建設促進に關する請願(第五四八号)
第五四八号 昭和三十九年二月七日受理
福島県母畑ダム建設促進に關する請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。